

千葉教育

菊

令和2年度
No.664

千葉の子どもたちの未来のために

特集

学校における児童虐待への対応とは

○シリーズ 現代の教育事情

山梨県立大学人間福祉学部長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
県教育庁教育振興部児童生徒課
県健康福祉部児童家庭課
富津市教育委員会学校教育課教育センター

西澤 哲
海老澤美咲

○提言

鋸山美術館 館長

鈴木 裕士



千葉県総合教育センター

学校自慢

ひと、つながり

旭市立中央小学校長 いしみ たかお
石見 孝男



本校は市の中心部にあり、児童678名が在籍する周辺市町の中でも比較的規模の大きい学校である。たくさんの子供たちが集う本校の特長を生かし「みんなで学び みんなが育つ」を理念とし実践を重ねている。子供たちを「みんなで育てる」ために、本校に関わっている「ひと、つながり」こそが学校自慢である。一端ではあるがご紹介したい。

1 職員の士気

今般の臨時休業ではワークシートづくりに全職員で取り組んだ。一週間分の学習予定表の添付、関連動画のQRコードによる明示に加え、5月早々には職員自らが60本以上の動画をYouTubeにアップした。「担任が映るから子供がやる気になった」といった声も寄せられた。制作の過程では、ベテランならではの教材観と、若手のアイデアが融合し、互いに高め合う研修の機会となった。

また、子供を取り巻く課題が複雑化、多様化している現況の中、「仲間を一人にしない」という意識も強い。子供サポート委員会での情報共有、担任外による学級支援、関係者によるケース会議の随時開催と保護者面談など、子供にとっての最善を「つながり」の中で目指そうという意気込みを感じる。

2 PTA活動の主体性

本部と8つの専門部で組織されるPTA。運動会の場所取りでは、課題が見られた先着順から抽選方式に改めた本部役員のリーダーシップ。一家庭4㎡以内に制限した上で、あらゆるケースを想定し、抽選日の流れをフローチャートにまとめた緻密さには舌を巻く。

また、通称「母読^{ははどく}」による毎週の読み聞か

せ。本の選び方や読み方のポイント、本の持ち方・めくり方などを丁寧にまとめたマニュアル『HAHADOKU BOOK』は、素人の域を超える。卒業式では、PTA会長が祝辞としてボブ・ディランの『はじまりの日』を読み聞かせ、6年間を締めくくった。

その他にも、行事の度に望遠レンズが並ぶ広報部、会員の子育てにまつわるエッセイをとりまとめる文化部等々。個々の意識の高さと相互のつながりが活動の質を高めている。

3 地域の支え

動物ふれあい体験、サツマイモ栽培、花壇の整備など、近隣の県立旭農業高校とのお付き合いは長い。とりわけ、農業の盛んな本市であってもほとんどが経験のない田植えや稲刈り体験は、地域の風物詩として毎年のように報道されている。収穫したお米が、高校生の手によって津波で被災された市民に贈られていることも意義深い。

また、6年生の総合学習では、地域防災や学区の歴史など地域にまつわるテーマを毎年設定し、パンフレット等により地域の魅力として発信してきた。昨年度は、本市の豊かな農水産物を使った料理を考え、レシピ集にまとめて道の駅などで配布した。これらの活動は、官・民・学が一体となって設立された「旭・学び助成金（旭3S）」からの支援と助言のおかげである。

ほかにも、狭隘で交通量が多い学校周辺の交差点に毎朝立ってくださるボランティア団体、影絵クラブを指導してくださるグループ、昔遊びを共に楽しんでくださる老人会等支えてくださる多くの「ひと」に囲まれている。

◆学校自慢 ひと、つながり	旭市立中央小学校校長	石見 孝男
◆提言 よろこび溢れる山 ～鋸山～	鋸山美術館館長	鈴木 裕士…2
シリーズ 現代の教育事情 学校における児童虐待への対応とは		
■子ども虐待と教育	山梨県立大学人間福祉学部長	西澤 哲…4
■学校等における児童虐待への対応	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	海老澤美咲…6
■学校における児童虐待への対応とは	県教育庁教育振興部児童生徒課	…8
■県児童家庭課及び児童相談所と各機関との連携による児童の虐待防止対策について	県健康福祉部児童家庭課	…10
■富津市における学校と関係機関が連携した児童虐待対応について	富津市教育委員会学校教育課教育センター	…12
私の教師道		
■学校を創る 職員一丸となって	鴨川市立長狭学園校長	松本 幸雄…14
■学校を支える 地域に愛される学校である幸せ	鎌谷市立第三中学校教頭	原 幸広…16
■学校を動かす 教務主任だからこそ	木更津市立真舟小学校教諭	岩井 和洋…18
■子供を知る 叱ると褒める	習志野市立秋津小学校教諭	島貫マリア…19
■子供を知る 日々精進	いすみ市立岬中学校教諭	岩崎 陽介…19
■授業を創る 子供たちが夢中になる総合的な学習の時間	八街市立八街北小学校教諭	合田 明生…20
■授業を創る 深い学びを引き出すノート作り	我孫子市立我孫子中学校教諭	神山 孝史…22
活・研究 長期研修生からの報告		
■特別支援学校編 高島屋から学ぶ「人の心を大切にする」姿勢	県立特別支援学校流山高等学園教諭	磯村友希子…24
■小学校編 適切な行動を増やし、問題となる行動を減少させる支援について	－ABC分析の考え方を取り入れたリーフレットの作成・活用を通して－	
	茂原市立萩原小学校教諭（前茂原市立西小学校教諭）	鈴木あやか…25
■小学校編 「ネットいじめ」防止のための人権教育プログラム開発－人権感覚に着目したネット上コミュニケーション力の向上－	船橋市立三山東小学校教諭（前船橋市立大穴北小学校教諭）	石橋 博和…26
■中学校編 「電流とその利用」における有用感を高める授業の開発－教科等横断的な視点を取り入れた授業実践－	銚子市立銚子中学校教諭（前銚子市立第五中学校教諭）	伊勢崎 慧…27
ケーススタディ		
■食育の推進と栄養教諭	和洋女子大学特任教授	柴内 靖…28
保幼小の連携		
■小学校って楽しい！	野田市立野田幼稚園長	内田 光恵…30
教育の情報化		
■小学校プログラミング教育コンテンツの紹介～授業プラン8 5年音楽「リズムアンサンブルをつくろう」～	県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当	…31
情報アラカルト		
■令和2年度企画展「ちばの縄文－貝塚からさぐる縄文人のくらし－」	県立中央博物館	…32
■令和2年度企画展「福を呼ぶ小袖と房総の万祝」	県立中央博物館大多喜城分館	…33
■教育相談事業の紹介	県総合教育センター特別支援教育部	…34
■子供たちの「かけがえのない命」を守るために～「学校安全の手引」の活用～	県教育庁教育振興部学校安全保健課	…35
学校 NOW！		
■先進校の取組 商業高校におけるALへのチャレンジ、その第一歩	県立千葉商業高等学校	…36
■学校歳時記 「教育の最新事情」におけるコミュニティ・スクール	千葉大学教育学部特任教授	天笠 茂…38
◆発信！特別支援教育 在籍児童の個々の困り感に寄り添った日々～小さな工夫の積み重ね～	木更津市立鎌足小学校教諭（前木更津市立金田小学校教諭）	吉田 暁美…40
◆千葉歴史の散歩道 八幡の藪知らず	県教育庁教育振興部文化財課技師	佐山 淳史

道 標

ストレス社会のひずみが弱者へと向けられる。「新型コロナウイルスの感染拡大による休校や外出自粛で、子供の虐待が増えるとの懸念が高まっている。」とのニュースが報道された。心痛む報道であるが、これが現実であるということを受け止めなければならない。

児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加の一途であり、平成30年度は全国で159,838件となっている。本県（千葉市含む）においても、平成23年度は2,960件であったものが、平成30年度には9,060件と3倍強に増加している。目黒女児虐待事件（平成30年）や野田小4女児虐待事件（平成31年）という幼い命が奪われた事件は、深刻な社会問題となった。

このような状況の下、国においては「児童虐待防止策を強化するための関連法案」が令和元年6月に全会一致で可決され、文部科学省、厚生労働省等関連省庁が連携した取組がなされている。本県においても、同年11月「教職員のための児童虐待対応の手引き」を改訂し、県教育委員会Webサイトに掲載し広く周知した。

親から虐待を受けても子供は自宅に帰る。耐え難い環境の中でも、親からの無条件の愛情を欲する姿にやるせなさを感じる。そして、虐待をしてしまっている大人も、学校教育を受けて育ったのである。虐待を根絶するために、教育基本法第1条教育の目的「人格の完成」に立ち返り、この問題を見つめ学校が果たすべき役割を考えていきたい。

よろこび溢れる山 ～鋸山～

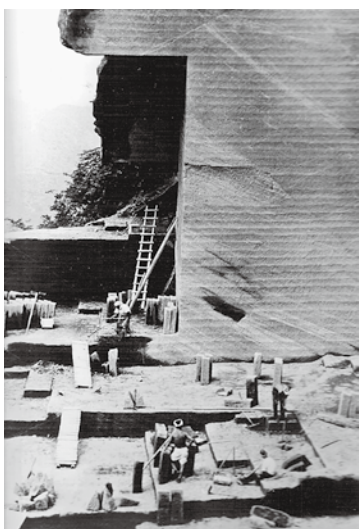
鋸山美術館館長 すずき ひろし 鈴木 裕士



1 天空の石切場

房州三銘山の一つ鋸山。古くは安房国と上総国の国境であり、現在も富津市と鋸南町の境界の山です。その鋸山で房州石の採石が始まったのは江戸期頃からと言われております。採石は当初、切出しやすい山の麓付近で行われていましたが、質の良い石を求めて徐々に上へ上へと向かい、やがて山頂付近で盛んに切られるようになりました。

鋸山の特徴である切り立った絶壁が形作られたのは、実はこの山が安房と上総くにざかいの国境だったということと深く関係しております。国境だったが故に、山頂の稜線に沿った境界部分は手をつけずに、その手前から石を切り出していった結果、垂直に聳えるダイナミックな壁面が形作られていったのです。そしてそれは多くの石工たちの気の遠くなるような時間と労力によるものなのです。



2 日本の近代化を支えた石

当時の石工は一人で平均一日8本の石を切出したそうです。「尺三」という企画しゃくさんのサイズに切られた石の重さは約80kgで、山頂付近の石切場から麓まで人力で降ろします。山頂付近の急勾配の斜面では地形を滑り台のよう

に造作し、石を滑らせて降ろしました。この滑り台のような道を「樋道といみち」と言います。また勾配が緩やかになった中腹から麓まではネコ車と呼ばれる荷車に石を載せて人力で降ろします。ネコ車には石を三本載せ、合計で約240kgもありました。ネコ車を引く人は「車力しゃりき」と呼ばれ、驚くことに何とそれは女性の仕事でした。「車力」は中腹で石を乗せ運び、麓で石を降ろすと、また空のネコ車を背負って中腹まで戻ります。この作業を一日三往復行ったと言われております。今では登山用しゃりきみちに利用されている「車力道」ですが、登るだけでも大変なのに、重いネコ車を背負って登るのは石を降ろすのと合わせ、過酷な仕事だったわけです。

麓まで降ろされた石は金谷港から船で東京や京浜地区に運ばれました。江戸から明治、そして大正へと日本が急速に近代化を進める中で、房州石は大きく需要を伸ばします。横浜の開港、お台場の整備、皇居の造営、そして急速に発展する首都圏の都市基盤の整備になくてはならない建材として貢献します。明治から大正にかけての最盛期には年間で56万本の石がこの山から切出されました。当時金谷の村には30軒ほどの石の元締めがあり、村民の約8割が何らかの形で石の事業に関係のある仕事をしていたと言われております。まさに金谷は石のまち。石により経済が回っていたと言っても過言ではなかったのです。

しかし、房州石の採石は時代の流れの中で衰退の兆しが見えてきます。大きなきっかけ



は大正12年の関東大震災でした。鋸山の石切場も甚大な被害があり、ある丁場では、昼休み中の石工が落盤の被害にあったそうです。また当時、急速に普及が進んでいたセメントにより石の建材としての地位が取って代わり始めました。震災後は石屋の数も激減し、戦後まで続いていた石屋はわずかでした。そして約300年近く続いた石切りの歴史ですが、昭和60年に最後の元締めが事業を終了し、鋸山の房州石採石は幕を閉じました。

3 ナチュラルミュージアム

しかし、その後、鋸山に残る数多くの石切場の遺構は観光資源として新たな脚光を浴び始めます。きっかけは全国的に活動している石の研究者の方々との出会いでした。金谷を訪れ、鋸山の現地調査を重ねた結果、石切場はそのスケールの大きさから日本で最大級の石切場遺構であるとの評価をいただいたのです。その後、専門家や研究者の方々の協力により、房州石の調査や他の地域の石文化発表の場として「金谷石のまちシンポジウム」を毎年開催しており、令和元年に第11回目を数えるに至りました。この研究の成果により鋸山の房州石の採石の歴史は全国の専門家からも注目されるようになったのです。2020年の日本遺産には惜しくも採択されませんでした。神秘的な石切場や鋸南町側にある関東最古の聖武天皇の勅願寺である日本寺の魅力と合わせ、多くの観光客が訪れる南房総でも屈指の観光スポットとなっております。

石工たちは当時ツルハシなど簡単な道具しかなかったにもかかわらず、その石切の跡は正確に驚くほど垂直に削り取り、その壁面の見事な造形美は時代を超え、見る者を魅了しています。私たちはこの石切場群をナチュラルミュージアム（自然の博物館）と呼んでおります。国内のみならず海外からも多くの観

光客がその魅力に惹かれ訪れており、周辺の町はその恩恵にあずかっています。

4 よろこび溢れる山

以前、鋸山は外国人が好むDeep Japanランキングで全国第2位になったという新聞報道がありました。事実、年々鋸山を訪れる外国人は増えております。外国人が好む日本の魅力の要素として①自然②田舎③スピリチュアルがあると言われておりますが、鋸山の魅力はこの全てを内包しているというのです。

その鋸山ですが、昨年9月に襲来した台風15号によりかつてない程の甚大な被害を被りました。三本ある全ての登山道が倒木や土砂崩れで全て通行不能となったのです。おびただしい数の倒木は幾重にも重なり、土砂崩れも至る所で発生しました。観光で成り立っている金谷の町にとっては大ピンチです。

しかし、この惨状を聞き駆けつけてくれた大勢のボランティアの方々がこの窮状を救ってくれました。自発的に集まってくれたボランティアの皆さんはチェーンソーやノコギリ、スコップなど持参でおびただしい数の倒木を少しずつ処理してくれました。多い時は30名以上のボランティアが集まりました。彼らの献身的な復旧協力、そしてまたクラウドファンディングなどを通じての募金応援により通行不能であった登山道は、三本のうち二本が約四か月で開通することができたのです。今回の被災で、どれほど多くの方が鋸山を愛してくださっているか改めて強く感じました。

鋸山は高い山のない千葉県で、独特の個性を持った山だと思います。地域の宝である鋸山が、よろこび溢れる山として多くの来訪者に愛され続けることを心より望んでおり、またそのための活動を続けていきたいと思ひます。

子ども虐待と教育

山梨県立大学人間福祉学部長 にしざわ さとる 西澤 哲



子ども虐待の現状

2018年度の全国の児童相談所の虐待通告対応件数は159,850件であった。これに、市町村の相談窓口への虐待通告件数約12万件を加え、約3万件とされる重複分を差し引くと約25万件となる。「虐待大国」とされる米国では、年間に300万件程度の通告があるものの、通告を受けた虐待対応機関（Child Protective Services）の調査の結果、虐待が確認された事例は60万～70万件であると報告されている。我が国の場合は、児童相談所等への通告があったケースの大半が、実際に虐待等が認められる事例であることを考え、さらには日米の人口を考慮に入れると、年間の虐待・ネグレクトの通告対応件数は、日米でほとんど同程度であると推測される。子ども虐待の問題が社会問題の様相を呈し始めた1990年代の初頭においては、当時の関係者のほとんどが「日本でも虐待が問題となってきてはいるものの、わが国の虐待件数は、米国とは比べ物にならないくらい少ない」と考えていたのではなかろうか。しかしながら、気が付いてみれば、わが国は米国に比肩する「虐待大国」となってしまったと言えよう。

子ども虐待への対応

1990年以降の子ども虐待事例の急増に対処するため、子ども家庭福祉領域では、児童虐待防止法の新設および改正や児童福祉法の改正を重ねてきた。また、これらの法改正と合わせて、虐待やネグレクトを理由に家庭外で

養育を受けなければならない子どもたちの養育を保障するための『社会的養育』（里親家庭における養育や施設養育）の大幅な改革を行ってきた。

一方で、子どもに関わる重要な領域の一つである教育において、子ども虐待の増加に対応するため、どのような取り組みが行われてきただろうか。筆者は教育に関して全くの門外漢であるため看過している可能性は否定できないものの、少なくとも部外者から見限り、教育行政が、虐待問題への対応のために何らかの改革を行ったようには思われない。

本稿では、子ども家庭福祉、とりわけ社会的養育が、虐待を受けた子どもの増加に対してどのような改革を実施し、また今後も実施しようとしているのかを概観する。この作業が、教育や学校における子ども虐待対応のあり方を探求するきっかけになることを願う。

社会的養育における個別化と小規模化

虐待・ネグレクトを理由に家庭から分離された子どもの養育の最大の受け皿は児童養護施設である。現存する児童養護施設の大半は、戦後の戦災浮浪児対策として誕生し、長きにわたって『集団主義養護』という価値観のもとで子どもたちの養育にあたってきた（積、1971）。集団主義養護とは、「子どもは集団の中で、他の子どもとの関係によって成長していく」とする考え方である。筆者は、戦後直後の戦災孤児の状況の詳細を知らないため推測の域をでないものの、多くの子どもにとっ

て施設で養育される理由が「戦争によって父母を失った」という同種のものであった時代背景にあって、戦争で親を失った子どもたちが、施設において「仲間」に支えられて育つといった事態があった可能性は否定できない。しかし、1960年以降、施設から戦災孤児たちが巣立った後、施設養育を必要とする子どもたちの家族・社会的背景は多様化した。とりわけ、1990年以降、虐待やネグレクトを理由に児童養護施設にやってくる子どもたちは、それぞれ固有の福祉ニーズを抱えて福祉関係者の前にその姿をあらわすようになったのだ。

こうした、個別性の高い、固有のニーズを抱えた子どもたちに対して、『集団主義養護』は無効どころか、反支援的な意味を持ってしまうこととなった。2000年以降、「施設内虐待」という出来事が多発するようになったのも、これと無関係ではないと言えよう。先述のように、児童福祉法や児童虐待防止法が幾度となく改正を重ねてきた要因の一つには、こうした子どもの抱える福祉ニーズと供給される支援のミスマッチがあったと言えよう。とりわけ、2016年の児童福祉法の改正では、従前の「施設ありき」の社会的養育から、里親家庭優先の原則への大転換が宣言された。合わせて、児童養護施設においても、子どもの個別的なニーズに対応するための小規模化（最大6人までのグループホーム方式）への転換を進めることとなった。こうした動きは、子どもの個々のニーズに応じることを可能とするよう、社会的養育の構造改革を進めようとの意図を反映したものである。

教育の「個別化」は可能か？

前項で概観したように、子ども虐待の問題が社会問題化することによって、集団を基本としていた社会的養育の問題点が鮮明となり、

その改革の方針が提示されることとなった。一方で、教育領域ではどのような対応がなされているだろうか？ 筆者は、児童養護施設や里親家庭で養育されている子どもたちと関わる機会が多いが、彼らの抱える学力遅滞の問題は深刻である。児童養護施設で養育されている子どもたちは、知能検査の結果では軽度知的障害や境界線級知能に該当することが少なくないが、彼らの家庭における養育の問題を考慮に入れるならば、多くの場合、本来の知的障害ではなく、養育環境の不全に起因する知的発達の問題であると考えられる。さらには、残念なことに、現在の知能検査は学力と全く分離して知能を評価することが困難であり、学力の低下が知能指数の「低下」につながってしまうことも否定できない。

虐待・ネグレクト環境に置かれていたために、知能の発達にとって不可欠な適切な刺激を受けることができず、かつ、家庭学習などの機会を剥奪されてきた子どもたちに学力を保障することの意義は大きい。学力遅滞が二次的障害となるのを予防することができれば、社会的養育下にある子どもたちがより良い人生を歩む可能性が高まることになりはしないか。

子どもたちの個別的な学力ニーズに応えるには、集団養育を基本とした社会的養育が無効・反治療的であったように、集団教育を前提とした現行の学校教育では不可能であるように思われる。学校が虐待という問題に対応するための一つの道筋として、虐待・ネグレクトを受けた子どもの学力保障のための教育の個別化と、それを可能とするための教育の小規模化に取り組むべき時期が来ているのではなかろうか。

(参考文献) 積惟勝 集団主義養護の子どもたち：

福祉と教育の統一のために 社会事業新書 1971

学校等における児童虐待への対応

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 ^{えびさわ}海老澤 ^{みさき}美咲

1 近年の児童虐待をめぐる動きについて

児童虐待については、児童相談所への相談対応件数が最近10年間で約4倍に増加するなど、極めて深刻な問題となっている。また、一昨年を目黒区、昨年の野田市の事件のように、子供たちの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、依然、深刻な状況が続いている。

政府では、こうした事件を受け、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、平成31年2月の関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年3月には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。

令和元年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止や、学校の教職員等児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務が明記された。

また、本法律の成立を受け、令和2年2月には厚生労働省において、体罰の範囲やその禁止に関する考え方等について解説した「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」が取りまとめられた。たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止される。

体罰等によらない子育てのためには、周囲のサポートも重要となる。教育現場等で育

て中の保護者に接する学校・教育委員会関係者においては、保護者だけで悩みや不安を抱え込むことがないように声かけや支援を行うなど家庭への積極的なサポートを行っていただきたい。また、体罰がエスカレートして深刻な児童虐待につながることをないように、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」の周知もお願いしたい。

2 文部科学省における取組

文部科学省では、令和2年度予算において、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）の児童虐待対策のための重点配置の予算を新規に計上している。

令和元年5月には「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、令和2年6月には改訂を行った。また、令和2年1月には、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令等を解説した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成した。本研修教材においては、各学校・教育委員会において、校内研修や教育委員会主催の研修等において、前述の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」と併せて活用いただきたい。

3 学校等における児童虐待への対応

学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提



供を速やかに行うことが求められる。児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点となる。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

個々の教職員だけで虐待に関する問題に対処することは極めて困難であるため、教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要である。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することも重要である。

4 コロナ禍における児童虐待

コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛生活等のストレスから虐待に及ぶケースも報告されている一方、児童虐待の対応件数が減少したといった報告もある。休校等で学校等からの相談・通告が減少したことや、外出自粛により周囲の目に触れる機会が減少したことにより、児童虐待が潜在化していることが要因とも考えられる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで経験したことがない生活を強い

られる中、従前から虐待のリスクがあった家庭に限らず、普段以上に配慮が必要である。

日頃から、養護教諭やSC、SSWの役割を伝えておくほか、24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）など、複数の窓口・連絡先を常に教室や廊下等に掲示しておくなど、子供たちが相談しやすくなるような環境づくりに努めていただきたい。

保護者に対しては、リーフレットや学校便り等を通じて子育てに関する地域の相談窓口を紹介しておくなど、保護者だけでなく地域全体で子育てをサポートしていくことができるような環境づくりが重要である。

5 おわりに

児童虐待により子供たちの生命が奪われることは決してあってはならない。子供たちの生命を守ることができるよう、児童虐待防止対策の推進のため、より一層尽力いただきたい。

（参考）

○体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



○学校現場における虐待防止に関する研修教材

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm



学校における児童虐待への対応とは

県教育庁教育振興部児童生徒課

1 はじめに

平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、15万9850件（前年度比2.2万件増）に達し、厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から28年連続で増加している状況である。

また、本県においては、平成31年1月に、小学4年生の児童が亡くなるという痛ましい事件が発生した。そして、本県では、「このような事件を二度と起こしてはならない」という強い決意の下、令和元年に「児童虐待防止緊急対策」を取りまとめ、現在、実行に移している。児童虐待は、県全体においても、深刻な問題の一つである。

2 児童虐待とは

虐待は、子供の心身の成長及び人格に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。保護者による虐待は、しつけとは明確に異なり、懲戒権等の親権によって正当化されるものではない。保護者の立場よりも、子供の立場で判断することが大切であり、児童虐待防止法においても、親権者の体罰が禁止されている。

3 学校及び教職員の役割・責務

(1)児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待防止法)

児童虐待防止法では、学校や教職員に求められる主な役割として、次の①～④のように記されている。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

(2)早期発見、早期対応、速やかな通告

児童虐待は、家庭という「密室」で起こることから発見が困難であると言われている。そのため、子供や保護者と接する機会の多い教職員が、SOSのサインや家庭での変化を見逃さずに発見し、管理職のリーダーシップのもと、学校全体で早期に対応することが大切である。学校及び教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め、虐待の疑いがあると感じた際は、速やかに関係機関に通告するという重要な役割が求められている。

(3)関係機関との連携

児童虐待は、発生要因が複雑なうえに、子供、保護者双方への支援が必要であることから、学校だけの対応は困難であり、関係機関との連携が必要である。また、虐待の有無を調査・確認したり、その解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・



支援したりするのは、権限と専門性を有する児童相談所や市町村の虐待対応担当課である。学校・教職員は、児童相談所、警察、市町村の虐待対応担当課等の関係機関の役割や専門性を念頭に置きながら、学校としての役割を果たすことが大切である。

(4) 通告後の支援について

学校は、通告後も関係機関と共に支援を継続することが求められる。児童生徒に対しては、学校で安心して過ごせるよう心のケアに努め、児童相談所に一時保護されている場合は、学習機会の充実を図る必要もある。

また、保護者に対しても、関係機関と共に支援を継続することが原則である。ただし、威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合は、関係機関や弁護士等と連携して対応することが重要である。そして、学校や教職員は、通告したことや、その経緯については、たとえ保護者であっても漏らしてはならず、虐待に関する個人情報も、個人情報保護の法令に照らし不開示を検討する必要がある。

4 千葉県教育委員会の取組

県教育委員会では、児童虐待の防止に向け、県の「児童虐待防止緊急対策」の中で、以下の取組を実施している。

(1) 非常勤講師の加配

虐待対応の強化に向けて、担任が児童のきめ細やかな見守り・ケアを行えるよう、小学校に担任等の授業の一部を代替する非常勤講師を派遣。

(2) スクールソーシャルワーカーの拡充

これまでの拠点校配置に加え、緊急性が高い困難事案にも迅速に対応できるよう、各教育事務所に1名ずつ配置し、子供、保護者、教職員等に対する支援・相談等を実施。

(3) スクールロイヤーの活用

児童虐待等、子供たちを取り巻く問題に関

して法的側面からの助言が必要な場合は、県弁護士会から推薦されたスクールロイヤーが、電話や対面で法律相談を実施。

(4) 啓発リーフレットの作成

令和元年8月に、虐待の早期発見、早期対応に資するチェックポイント等を記載した「教職員のための児童虐待対応リーフレット」を作成し、全公私立（千葉市を除く）幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員に配付。各学校において、リーフレットを活用した校内研修を実施。

(5) 教職員用マニュアルの改訂

平成19年3月に作成された「教職員のための児童虐待対応マニュアル」を、令和元年11月に「教職員のための児童虐待対応の手引き」として改訂し、県教育委員会Webサイトに掲載。令和2年度には、児童虐待の具体的なケースを想定した事例集と、校内研修用資料を加え、冊子として、各学校に配付予定。

(改訂ポイント)

- ・文部科学省作成の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の内容を追加
- ・児童虐待防止法、千葉県子どもを虐待から守る条例の改正に伴う内容を追加
- ・千葉県の児童虐待死亡事例検証委員会における提言内容を追加、等

5 おわりに

児童虐待は、子供に対する重大な権利侵害である。学校や教職員に求められるものは、子供たちの権利を尊重し、保護者との関係よりも、子供の安全を最優先に対応することである。子供たちが、安心して学校生活が送れるよう、教職員一人一人が、学校としての役割と責務を認識し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めることが重要である。

県児童家庭課及び児童相談所と各機関との連携による児童の虐待防止対策について

県健康福祉部児童家庭課

児童相談所における児童虐待対応件数は年々増加を続けており、平成30年度の統計では9,060件を記録した。現在、千葉県内には7か所の児童相談所があり、県が運営する児童相談所が6か所（中央・市川・柏・銚子・東上総・君津）に加え、政令市である千葉市が運営する千葉市児童相談所がある。平成31年1月に県内で発生した女児虐待死亡事件は報道でもたびたび取り上げられ、記憶に新しいところだが、この事件を受けた死亡事例等検証委員会から、県柏児童相談所など140万人近い人口を管轄する大規模児童相談所のあり方を見直すべきとの提言をいただいた。

令和2年3月、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の部会の一つである社会的養護検討部会に諮問し、同年6月、児童相談所の管轄の区分けを見直すとともに、県の児童相談所を2か所増設する必要があるとの答申をいただいた。新たな県の児童相談所は、印旛郡市を管轄するものと、松戸市及び鎌ヶ谷市を管轄するものになる予定である。また、県内の中核市である船橋市と柏市についても、児童相談所の開設に向けて独自に動いていることから、県としてもこのような動きを支援しているところである。

さて、児童相談所においては、虐待を受けた子供の一時保護を含め、時には児童相談所長による行政権限を行使して親子を分離するなどして、子供の安全を図っている。しかし、児童相談所がこのような強い行政権限を行使できるからといって、児童相談所の活動だけ

で、子供の安全・安心なくらしを守り、虐待の発生を予防し、あるいは再発を防止することは困難である。そこで、それぞれの児童相談所が、子供の暮らす地域の関係機関との連携を深めていくことが大切になる。

子供は在宅での生活、施設での生活を問わず、その年齢や能力に応じた学校に通っている。学校の先生方は、子供たちの様子を日々よくみておられ、子供たちの異変に気付いたり、心配なときには声をかけてあげたりと、虐待の発見や子供のケアにおいて大変重要な役割を果たしている。各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動などを通じて、地域の学校と、市町村、児童相談所が連携して対応していくことは、児童虐待対応の基本である。虐待の重篤化の防止のためには、早期に発見することが重要であると考え。学校で子供への虐待を発見した場合や、虐待を受けていることが疑われ、心配な場合には、市町村や児童相談所への通告を行うことが必要である。どのような場合に通告が必要かについては、文部科学省や県教育庁が作成した手引きに詳しいことが記載されているので、ぜひ目を通すようにしていただきたい。虐待対応に当たっては、学校内においてもチームで対応することが大切である。日頃から、各学校で虐待を発見した場合の連絡体制などを確認しておくことが必要である。

通告については、児童虐待防止法第7条で、通告を受けた機関が通告元に関する情報を秘匿しなければならないことが定められている



が、学校からの通告は、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、虐待者によって通告元が推測される可能性が高いと言える。そのため、通告先である市町村や児童相談所との綿密な協議を実施し、保護者に対する対応方法について取り決めておくことが大切である。

令和元年6月に児童虐待防止法の改正があり、その一部が令和2年4月から施行された。その内容は多岐にわたるが、特に重要なところでは、保護者による体罰の禁止や、児童相談所がDV対応部門と連携して対応することなどが法定化されている。このような法改正、また死亡事例等検証委員会の提言などを受けて、県では、市町村と児童相談所の共通マニュアルである『千葉県子ども虐待対応マニュアル』を改定した。このマニュアルを活用して、各地域で児童虐待対応に関わる機関同士の連携が、一層進展することを期待しているところである。

児童相談所においては、今年度から調査課とは別に支援課を設けて保護者への支援体制の強化を、中央児童相談所に人材育成研修課を設けて職員の研修体制の強化を図っている。なお、支援課には新たに保健師を配置し、児童相談所の支援の質の向上に取り組んでいる。7月には中央児童相談所が新庁舎に移転し、警察本部の少年センターと合同で庁舎を使用することになった。少年非行事案の対応などにおいて、児童相談所と少年センターの円滑な連携が図られるものと期待している。

県児童家庭課においては、今年度新たに設けた児童相談所改革室において死亡事例等検証委員会の提言を着実に実行に移していくとともに、虐待防止対策推進室において市町村や学校等関係機関との連携強化を図っている。また、昨年度まで男女共同参画課に所属して

いたDV対策班の所属を児童家庭課に移し、虐待対応部門とDV対策部門との効果的な連携の推進に努めているところである。

教育庁においても、スクールソーシャルワーカーを増員して緊急性の高い困難事案に迅速に対応できるようにする、教職員が不当な圧力等に毅然と対応できるようスクールロイヤーを活用した法的相談等を実施する、虐待の早期発見・早期対応に資するチェックポイント等を記載した教職員向けリーフレットを作成・配付し研修を実施する等の取組が行われているものと聞いている。

今年は新型コロナウイルスの影響により、学校が臨時休校となって、学校の教職員が子供たちの生活を見守る機会が減ってしまったことは、大変残念なことである。そのような中でも、市町村や児童相談所においては、学校にも協力していただきながら、子供の安全確認に努めている。児童家庭課としては、一人でも多くの子供たちが安全・安心に生活できることを目指して、今後も、教育部門と児童福祉部門との一層の連携強化に努める所存である。



移転した
千葉県中央児童相談所・千葉県警察少年センター

富津市における学校と関係機関が連携した 児童虐待対応について

富津市教育委員会学校教育課教育センター

1 はじめに

児童虐待については、できるだけ早く発見し、対応する必要がある。そのために、学校と関係機関が迅速かつ適切に連携することが大切である。

ここでは、学校をはじめ、児童虐待に対応するための各機関の対応について紹介する。

2 学校の対応

虐待を受けている児童生徒は、何らかのSOSのサインを出していることが多い。そのため、学校生活において児童生徒と接する機会の多い教職員は常に虐待を疑う視点を持ち、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときには、「もしかして虐待を受けているのではないか」と疑い、虐待の早期発見に努める必要がある。

学校は虐待が疑われる事例（もしくは虐待の兆候）を発見した際には、直ちに生徒指導対策委員会等を開催し、状況確認と校内での情報の共有を図るとともに対応について協議し、必要に応じ市教育委員会へ相談するなどして、速やかに、児童相談所、市虐待対応担当課（福祉の窓口課）へ通告する。

また、問題に対して学級担任等が1人で対応するのではなく、学校全体でチームを組み、組織で問題解決に当たる。その際、児童生徒の安全確保を最優先し、スクールカウンセラー等を活用し心のケアにも努める。

問題解決については、学校だけで取り組むのではなく、上記関係機関と連携を密に取り

ながら対応していく。

虐待に関する問題が改善された場合も、当該児童生徒の経過観察を続けるとともに、市教育委員会を通して、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）に毎月、情報を提供し、関係機関と連携しながら、再び虐待が起きないように配慮していく。

3 市教育委員会の対応

虐待の予防及び早期発見、並びに、虐待を受けた児童生徒に対する保護や支援等を行うために、学校と関係機関との連携の強化に必要な体制の整備に努める。

具体的な取組としては、要対協における代表者会議・実務者会議・個別支援会議に参加するとともに、教職員に対して関係機関の役割の周知に努める。虐待問題に関わる法律問題について、弁護士に相談できるよう、体制を整えておく。学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の自立の支援について適切に対応できるようにするため、虐待対応に関する研修会を実施する。これら日常的な対応を実施し、児童虐待に関する問題に備える。

学校から相談を受けた際には、直ちに指導主事を学校に派遣して情報収集をするとともに、関係機関との連絡調整を迅速に図る。また、学校からの虐待に関するあらゆる相談に対応するとともに、福祉の窓口課をはじめとした関係機関と連携を図ることで、問題解決へ取り組んでいく。



職員一丸となって

鴨川市立長狭学園校長 松本 幸雄



1 はじめに

長狭学園（鴨川市立長狭小学校・長狭中学校）は、千葉県内初めての小中一貫校として、平成21年4月1日に開校した。小学校3校が合併して長狭小学校が開校し、長狭中学校との小中一貫校「長狭学園」がスタートした。昨年11月1日に十周年記念式典を開催し、今年度で、12年目を迎える。

本校は、鴨川市の北西部に位置し、周囲には田園地帯が広がっている。棚田で有名な大山千枚田は、学区内にある。学区は、過疎化が進み、人口の減少が著しいが、地区民の教育への関心は高い。

2 校長として

昨年着任したばかりの4月1日、最初の職員会議で学校経営について話をする。前校長より、「小中一貫、新たな10年に向けた土台作り」というテーマをいただく。学校教育目標などは、開校以来のものを引き継ぐ。教頭として3年間勤務した学校であったが、校長となると責任の重さが違う。今までと違い、最終的な決断をしなければならない。改めて責任の重大さを感じた。

3 台風による臨時休校

令和元年9月7日（土）、運動会を無事終えた。親族に不幸があり、通夜、告別式出席のため、8日、埼玉県に宿泊する。8日の夜中台風が襲来、市内小中学校は、9日臨時休校となる。本校は振替休業であったため、9

日早朝、教頭へ連絡をとり、学校の様子を見に行ってもらう。門扉、倉庫、屋上フェンスの被害や倒木等があり、対応を相談する。自宅を優先に、安全に來られる職員で復旧の対応をする。停電により、給食センターの休止、また、トイレ、水道等の利用に不安があるため、10日も市内一斉臨時休校となる。10日の出勤については自宅の復旧を最優先とし、出勤できた職員で倒木の撤去作業等を行う。本校は停電が継続するため、11日以降も臨時休校とする。



保護者への臨時休校の知らせは、メール配信していたが、市内で電波障害が発生し、メールが届かないという情報を保護者から得た。更に、市の広報無線も停電で使用できなくなったため、保護者への連絡手段が断たれた。今後の対応をどうするか。公民館で水や食料の配給があると知り、公民館に休校の張り紙をさせていただいた。また、通学路にある看板にも休校の張り紙をさせていただき、連絡手段とした。13日（金）もまだ停電が続く。停電は、市内で本校のみとなった。

14日（土）から16日（月）まで3連休であったが、停電の復旧の確認のため、毎日学校へ行った。15日（日）朝、停電が復旧、17日（火）から学校を再開できることになった。早速、通学路にある看板や公民館に「停電復旧、17日より学校再開」という張り紙を張り、保護者へ知らせた。

17日から学校を再開したが、児童生徒の家の周りや通学路ではまだ倒木や危険な個所もあった。また、停電で街灯がつかない場所もあった。そこで、登下校には十分気を付けること、暗くなる前に帰すことなどを配慮した。更に、断水や停電で洗濯ができない家庭もあり、通学や体育の服装についても各家庭の実態に対応することとした。飲料水についても市や保護者からいただいたものを配布できるようにした。いろいろな配慮をしながら、17日から学校再開することとなった。

その後、10月12日（土）にも台風の襲来があった。学校の停電は、13日（日）早朝に復旧したが、地域の停電は何日か続いた。学校から宿題が出されるが、暗くなると家ではできないという情報が寄せられた。これに対しては、可能な限りでよいこと、学校のパソコン室を午後7時まで開放するなどの配慮をした。

教員になって35年、台風の被害で臨時休校が続くことは初めての経験であった。この臨時休校により、改めて気付いたことがたくさんあった。保護者への連絡手段で当たり前のよう利用していたメール配信や電話が活用できなくなることは予想していなかった。また、携帯電話も一般の電話も市の広報無線も使えない中、掲示物が有効であることがわかった。休校の連絡、再開の連絡も掲示物で多くの人たちに知らせることができた。掲示の場所を提供してくださった地域の方々に感謝し

ている。



4 おわりに

緊急事態があった時に、如何に対応するか。教頭と連絡をとりながら、状況を把握し、指示を出し、適切な対応ができた。普段から信頼できる関係ができていたからと考える。教頭だけでなく、職員も復旧に力を惜しまず取り組んだ。全職員一丸となって学校再開に向けて知恵を出し、子供たちを迎え入れることができた。

今年も今まで経験したことがないことが起こっている。コロナ感染症拡大防止のため、3か月にわたる臨時休校、再開後感染防止を考えた学校生活。これに対しても、校長だけでは何もできない。全職員が同じ方向を向いて一丸となって対応している。みんなで力を合わせ、知恵を出し合えば乗り越えられる。職員の力をひとつにまとめることが、学校を創ることにつながると、台風からの復旧や新型コロナウイルス対応の中で改めて感じている。





地域に愛される学校である幸せ

鎌ケ谷市立第三中学校教頭 はら ゆきひろ 原 幸広



1 はじめに

令和元年度、高校籍で中学校という異校種の教頭として着任した。教諭時代に一度鎌ケ谷市内中学校での勤務経験はあったが、教頭職として、改めて文化の違いに驚き戸惑うことが多かった。今日まで何とか勤務し続けることができたのには、大きく二つの理由がある。

一つは、職場環境である。温かく見守ってくれる校長及び教務主任をはじめ本校職員の協力と、前回中学校勤務時代にお世話になった方々が市教育委員会・市内小中学校等で活躍されていて、何かとアドバイスして頂けるのがある。

もう一つは、地域環境である。本校の学区内にある鎌ケ谷西高等学校からの転勤であり、学校関係者や地域の方には西高時代にもお世話になった方が多く、引き続き大いに助けて頂いている。

2 学校について

本校は、昭和50年4月、鎌ケ谷市立鎌ケ谷中学校より分離独立した。鎌ケ谷市の北部に位置し、松戸市・柏市・白井市に隣接した地域にある。主に昔ながらの北部小学校のある北部地区と、松戸市と道路一本隔てた住宅地が多い西部小学校のある西部地区の二地域からなっている。特に北部地区には自衛隊下総基地があるため、かなり遠回りして通学することになる生徒もいる。

学校付近は、農村地帯で緑が多く、静かな所にあるが、農業に従事している家庭は、わ

ずかである。東武アーバンパークライン・新京成線・北総線・成田スカイアクセス線の鉄道4線が乗り入れている「新鎌ケ谷駅」から徒歩10分という好立地条件、道路網も発達、都心へのアクセスが容易であることから、首都近郊の住宅都市として発展している。大きな人口増加は見られないが、東京方面へ通勤する保護者が多い。

3 鎌ケ谷市と地域のチカラ

昨年度痛感したことは、鎌ケ谷市教育委員会・鎌ケ谷市役所や地域の方々に「学校が守られている」という安心感と地域の力強さだった。

学校設備に関しても、故障・破損した際に連絡を入れるとほぼ即日対応してくれた。特に、台風の際には、通学路に複数の倒木があり通行に危険が生じたが鎌ケ谷市教育委員会・鎌ケ谷市役所に連絡した数十分後には、早朝にもかかわらず業者が来て倒木を伐採・回収し、何事もなかったように生徒たちが登校できたのには驚いた。

また、様々な行事等における地域の方々からの支援体制を目の当たりにして、本校がいかに「地域に愛されている学校」「地域の方々にとって大切な学校」なのかを実感できた。それは、これまで本校に携わってきた先生方と地域の方々の御尽力の賜物だと思う。

4 新型コロナウイルスとの闘い

今年度は、新型コロナウイルスの蔓延防止のため「全国一律休校」でスタートした。世

界中で流行し、「現代の医学をもってしても、すぐに対応できないことが起こりうるのだろうか？」という不安な思いと「生徒が目の前にいない」無力感・絶望感を感じる日々が続いた。

休校が明け、学校が再開されるにあたり、新型コロナウイルス蔓延防止に向けた学校内外での対応策が一気に増加した。検温、消毒、手洗い指導、ソーシャルディスタンスを保つ指導、給食指導等、全ての学校生活に対して新しい指導が加わった。それは、私たち職員の業務量増加を意味し、心待ちにしていた生徒たちと会える喜びと共に多忙な日々の始まりだった。そんな時、助けてくれたのは地域の方々だった。

5 三中自慢の応援団

(1)PTA本部役員

6月の休校明け、職員は、放課後毎日「机・椅子・トイレ・ドアノブ等の消毒作業」を行っていた。部活動が再開されると、部活動終了後に作業せざるを得なくなり、勤務時間を遙かに超えた時刻から作業を行わなくてはならなくなったのだが、そのようなとき、PTA本部役員がいち早く協力を申し出て、保護者へボランティアを募ってくれた。7月以降、放課後、職員に代わって消毒作業に協力していただける方を募集し、実行してくれていた。おかげで職員は部活動指導に集中できるようになった。

(2)本学区青少年健全育成推進委員会



昭和59年鎌ヶ谷市青少年育成事業として第三中学校区推進委員会が発足し、本校の教育活動のみならず、学区内の小学校や高等学校の学校行事への参加や、地域パトロールを行ってくれて

いる。年に2回行われる情報交換会には、市長・教育長をはじめ地元警察署・防犯協会・民生児童委員、市・教育委員会の通学路担当、学区内の小中高職員及びPTAが集まり総勢50名で行われる。今回の休校明けには、職員の手が回らなかった登下校のパトロールを行ってくれた。

(3)おやじの会

昭和59年頃に歴代のPTA会長が中心となってPTAのOBと現役の父親が参加して結成され、校内整備事業（除草作業・ペンキ塗り・タイル貼り）、体育祭やバザーへの協力をしてきている。今回、登下校のパトロールにも協力してくれた。



6 弱音を吐ける職場を目指して

いかに本校が愛され、地域から支援して頂けるありがたい学校であっても、職場の忙しさは変わらない。今年度は、新型コロナウイルスという未曾有の事態への対応が重なり、職員にもお願いすることが多くなった。在宅勤務や時差登校、授業確保のための短い夏休み等、非日常な勤務形態も職員の生活リズムに変化を与え、精神的・肉体的なストレスになっているように感じる。打合せ・職員会議を通じて常に「職場で弱音を吐きましょう」と伝え、職場のみんなで助け合いながらこの困難な時期を乗り越えたいと考えている。

高校在職のままであれば出会うことができなかった生徒や保護者・地域の方々、そして職場の先生方。中学校で過ごせる「今」に感謝し、「地域から愛される学校」に勤められる幸せを感じながら、それを次の代につなげることこそが一番大切であると自覚し、それを決して忘れずに職務に邁進していきたい。



教務主任だからこそ

木更津市立真舟小学校教諭 いわい 岩井 かずひろ 和洋



1 はじめに

本校は、全校児童1,018名、34学級（うち4学級は特別支援学級）の大規模校で、開校7年目である。教職員はベテランから若手までバランスのとれた年齢構成となっている。

2 教務主任として意識していること

(1)声かけ

若年層教員への声かけを多くし、学級経営や教科指導の悩みを聞くことに努め、アドバイスをしたり、学年主任に話をしたりしている。直接話をする時間が取れない時には、週案へのコメントでアドバイスをすることもある。管理職には各学級の様子や職員の取組などを随時報告している。

(2)耳を澄まして

職員室では様々な話題が話される。その中に先生方の悩み、要望、取り組んでみたいこと等々がある。それらを聞き流さず、整理し、教務主任として出来ることに取り組んでいる。例えば、会計処理の際、「これがすべてに反映できれば…」という声から、効率的にデータ処理できる会計処理システムを作成し、業務の軽減を図った。

3 危機管理について

昨年度の台風や大雨被害、現在の新型コロナウイルス対応では、管理職の危機管理意識や初期対応から多くのことを学んだ。

(1)避難所運営における対応

私は、「記憶よりも記録」という言葉を胸に留め、昨年度の台風による避難所開設から閉鎖までの記録をすべてデータとして残した。

今年度、本校はその記録をもとに学校独自の避難所運営マニュアルを新たに作成し、避難所運営時の電話対応マニュアルとQ & Aも作成した。これが今年度の臨時休業時の保護者との電話対応に生かされることになった。

(2)新型コロナウイルス対応

休業期間中は児童の預かりや課題配付、学校再開にあたっては分散登校の方法や教育課程の見直しなど、多くの問題に直面した。私は教務主任として子供の学びを保障するために以下のことを行い、日々対応している。

①臨時休業中の学習課題の精選

高学年については、自身で学習を進められるよう教科書に沿った課題を担任に作成してもらい、学校再開後の学習につなげることができた。

②カリキュラムマネジメント

授業の進度を取り戻すために、8月末までは国語・社会・算数・理科を優先して授業を行い、軽重をつけた教科指導を行った。また、全学年の校外学習の縮小と削減など、学校行事のスリム化や教育課程の見直しを行い、学習の見通しをもつことができた。その他の問題に対しても常に素案を作成し、職員全員でどうすればよいのか具体的に検討することができた。

4 おわりに

時代が変わろうとしている。今まで想定していなかったことが当たり前に起きる。これからも、先輩から学び、後輩と共に学校を動かしていきたい。



叱ると褒める

習志野市立秋津小学校教諭 しまぬき 島貫 マリア



夢だった教員となって2年目を迎えた。現在6学年の担任として、子供たちの成長を感じながら充実した毎日を送っている。

初任者としての1年間は先が見通せなくて、目先のことをこなすことだけで必死だった。子供に好かれない気持ちが強かったのだと思う。その結果、私の話はなかなか子供へ伝わらなくなっていった。しかし、愛情があるからこそダメなことは注意し、何がダメで叱られたかを納得させることが重要であると分かった。研修を通して、私は子供を伸ばす教員は子供に好かれる教員とイコールではないことを学んだ。時には、嫌われる覚悟で叱る。そうすることで、子供との信頼にもつながることを知った。この経験が、子供を伸ばす教員を目指したいと思うきっかけとなった。

誰でも褒められたら嬉しい。自分が気付かないような自分の良いところを認めてもらえることで、自己肯定感が高まる。注意したり叱ったりする前に子供たちの良いところを褒めると、これから話す耳が痛い話も聞く気になれる。単純なことだが、大切なことだと分かった。

6年生は小学校生活最後の1年。昨年1年間で学んだ学級経営や学習指導を、これからの学校生活に生かしていけるように叱ると褒めるを意識して毎日一緒に成長していこうと思う。



日々精進

いすみ市立岬中学校教諭 いわさき 岩崎 ようすけ 陽介



教師になり2年目を迎えた今年、有難いことに昨年度も担当させて頂いた学年を受け持つこととなり、2年生の担任として日々の勤務に当たっている。昨年度は初任者研修をはじめ、色々な場面で指導や助言を頂く機会に恵まれた。その中で、特に私の中で心がけてきたことは以下の二つである。

一つ目は生徒とのコミュニケーションを大切にすることである。本校では先見ノートという連絡ノートがあるが、このノートを通して生徒とのやりとりや学校生活の中でのふとした瞬間での世間話など一日の中でクラスの生徒とは必ず一度はコミュニケーションを取れるように意識している。こうしたやりとりを繰り返す中で、少しでも生徒との信頼関係を築いていきたい。

二つ目は生徒に任せるということである。どうしても教師が手を出したり、進めたりした方が効率的だと思ってしまい、いろいろなことを私自身が進めていた。先輩から「もっと生徒に任せてみれば？」と助言を頂いてからは、生徒たちの自治を促すような言葉かけを心がけている。

至らない点も多くあるが、まわりの先生方や保護者の方、そして生徒たちに支えられ今がある。今後も生徒と共に成長できるように日々精進していきたい。



子供たちが夢中になる 総合的な学習の時間

八街市立八街北小学校教諭 ごうだ あきお 合田 明生



1 はじめに

私と総合的な学習の時間の出会いは、今から13年前であった。当時初任者であった私は、総合的な学習の時間が「地域」を題材に各校の独創性のある学習であることを知り、面白い学習があるのだと思っていた。はじめは体験を通して子供たちの満足感が得られていると思っていたが、学習を進めていくうえで、子供たちがどこか退屈そうな表情をすることに気が付いた。なぜなら、「教師にやらされている学習」であったからだ。その時より受動的な学習から能動的な学習にしたいと考えようになった。子供たちにとって総合的な学習の時間を夢中になるほど好きな学習になることを目指して、実践を積み重ねてきた。ここでは、本校の取組を紹介していきたい。

2 総合がマンネリ化しないための工夫

子供たちが受動的な態度になる大きな原因として、学習のマンネリ化がある。なぜマンネリ化するのか考察した。①学ぶ必然性が感じられていない②毎年変わらない内容（学年共通）③調べる→発表の1パターン

以上の3点が原因で、子供たちはマンネリ化し受動的な態度になっていると考えた。

そこで本校では、授業改善に取り組んだ。

(1)学ぶ必然性を捉える1か月間の「見」

本校では自分が担任した学級が「どのようなことに興味があり、課題があるのか。」を知ることが重視されている。年度始めの1か月かけて1年間学ぶためのテーマを練る時間を

設定している。

(2)原則毎年、内容の刷新

以下に示すのが本校の過去3年間の総合的な学習の時間のテーマである。

	H30	R1	R2
3-1	動物愛	オリンピック	人生
3-2	農作物	菌	里芋
4-1	方言	おりがみ	自転車
4-2	ヘルプマーク	商店街	チーパス
5-1	獅子舞	獅子舞	獅子舞
5-2	獅子舞	獅子舞	獅子舞
6-1	AED	パラリンピック	感染予防
6-2	街づくり	国際交流	オリンピック

これまでの固定化した内容を変更し、学級単位で進めることとした。その取り組みにより、先生方それぞれの持ち味が生かされるようになったり、時代に合った内容を考えられるようになったりすることができた。5年生は榎戸獅子舞を受け継ぐため、意図的に変えていないが、毎年切り口を変える工夫をしている。

(3)自分たちで考えことを実現した活動

活動が「調べる→発表」の1パターンにならないよう活動を工夫した。例えば、

- ・校内の菌の治療率を高める活動
- ・おりがみ作品展に出品する作品を作製
- ・消防士を招いてAEDの使い方を知る活動
- ・錆びて使えない自転車を直す活動 など

自分たちで考えた活動を実現することにより、子供たちは自分事として夢中になって、取り組むようになった。

3 考える面白さ

私が授業をする上で気を付けていることは、面白いかどうかである。単純に体験活動をしての面白さではなく、考える面白さである。自分たちにとって切実感のある課題を調べていくと、次から次へと課題が出てくる。その課題を協同的にどう解決していくのか考えるのが面白いのである。時に失敗することもあるが、なぜ失敗してしまうのかさえ、考える材料である。この考える面白さに気付くことが「探究」の正体であると私は捉えている。「考えること＝面白い」と感じられる思考場面の設定をするのが教師の役割である。ここで、単元の一例を挙げる。

単元名「守ろう！伝統の灯～榎戸獅子舞～」

	学習過程	児童の主な思考
第一スパイラル	課題設定	なぜ、獅子舞を受け継ぐ必要があるの？
	情報収集	だれに聞けばわかるの？
	整理・分析	獅子舞を受け継がないと、400年の歴史が途絶えてしまう。
第二スパイラル	課題再設定	どのように踊るの？
	情報収集	保存会の方に教えてもらおう。
	表現まとめ	盆踊りや奉納に参加して踊ってみよう。
第三スパイラル	課題再設定	榎戸獅子舞を残すために何をすればいいのかな？
	整理・分析	アイデアを出して分析しよう。 ・新しい獅子頭をつくる。 ・DVDを作って広めよう。
	情報収集	本物の獅子頭を見せて欲しい。 必要な材料は？
	表現まとめ	出来上がった獅子頭とDVDの完成披露会を開こう。

4 不易流行を大切に

「不易流行」とは、松尾芭蕉の考える俳諧理念であるが、現代では、次のように捉えられている。

「不易」…いつまでも変わらない本質

「流行」…その時代における新しさの先端

この2つの言葉は、総合的な学習の時間にも大きく関わっていると考えている。総合的な学習の時間では、各教科・領域で育てた資質能力を結びつけながら問題解決を行う探究的な学習が「不易」になると私は捉えている。さらに「流行」においては、時代に合った題材を教師が子供たちとともに考えることが必要なのではないかと思う。私はこの「不易流行」を常に心掛けて、授業を創り出している。

5 おわりに

今回、紹介した取組が、本校のスタイルである。取り組んだ成果と課題は次のことが挙げられる。

成果

- ・子供たちが授業に能動的になった。
- ・子供たちの思考場面が増え学力が伸びた。
- ・教師の授業力、教材研究する力が伸びた。
- ・地域との繋がりが密接になった。

課題

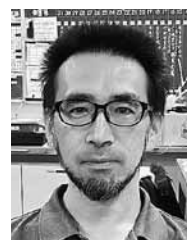
- ・子供たちの思考を深めるための手法を工夫する必要がある。
- ・教材研究を効率的に行う時間の確保が必要である。

総合的な学習の時間は、各校のオリジナリティが出せる反面、マンネリ化を引き起こしやすい。しかし、取り組み方を変えることで、子供たちが夢中になって学習するようになる。私は、これからも子供たちのために教材研究を重ねて、子供たちが夢中になる総合的な学習の時間の授業を創っていきたい。



深い学びを引き出すノート作り

我孫子市立我孫子中学校教諭 かみやま たかし 神山 孝史



1 深い学びの追求の中で……

ノートの使用目的とはどのようなものか。黒板を写すものか。いや、それだけではないだろう。しかし実際には授業中の生徒の様子を見ていると、板書されたものをそのまま写すだけになっている姿がある。その姿に学習に対する積極性はあまり感じられない。生徒はほぼすべての授業においてノートを使用する。そのノートを「意識的に使用することで生徒の主体的・対話的で深い学びを引き出せないだろうか。」そう感じるようになっていた。

そんな時本校は平成27～29年度にかけて、独立行政法人教職員支援機構次世代型教育推進センターより「新たな学びに関する教職員の資質向上プロジェクト」の実践フィールド校として指定を受けた。当時校内研修部に所属していた私は、それ以来、アクティブ・ラーニング型授業や「主体的・対話的で深い学び」とはどのようなものか、自分なりに追求していく中で効果的な「ノート作り」への試行錯誤をするようになった。

2 国語科教員としてのジレンマ

国語科の目標の一つは、「伝え合う力を高める」ことにある。授業においても、筆者・作者の意図を読み取るだけでなく、それをどのように受け止めたのか、何を思うのかということを生徒同士や、時には教員と生徒、あるいは自己内対話を通して、学びを深めていくことになる。そうした対話の中から新しい発見があったり、自己表現力が身についていっ

たりする。一方で、そうして出た意見を教師が板書したり、それを生徒が写したりする時間も必要であった。ここに国語科教員としてのジレンマがあった。

「板書は正しい答えを書く場所だけに終わっていないか。板書されたものを写すという作業以上に、伝え合い、聞き合い、そのための工夫をしていく時間が重要ではないか」と感じる瞬間があった。そして、生徒から「ノートに板書を写せばよい」という発想を取り除き「ノートを使って主体的・対話的に深く学ぶ」という意識を持たせたいと考えた。

3 ノートの役割

(1)その1 メモ

授業の中では、様々な場面で対話が行われる。その多くは話し言葉であり、文字として残っていない。社会に出ても様々な会議・プレゼン等で語られる言葉は残っていないし、全てを記憶しておくことは不可能。そこで私たちはどうするか。メモを取るのである。

私はノートの1ページを上下2段に分けさせている。上段は板書されたものを写せる場所。その分幅は広がっている。下段には、その授業の中で印象に残ったり、気になった意見や、自分の知らない言葉、教員が言った言葉などをメモする。時には、発表のタイミングではなくても、自分で思いついたこと、考えたことなどを書いて良い。とにかく、その瞬間、書き残しておかなければ消えていってしまうものをメモしておく。ここに、生徒の

個性が出る。それぞれ必要な知識は異なるし、気になることも違う。メモしたことを調べたいと思い、実際に調べ、さらにメモを深めていく生徒も現れる。教員が言葉でまとめたものに絵や図を加えるものも出てくる。その方が、彼らにとっては「分かりやすい」という判断である。生徒は少しずつ、ただ写すのではなく、自分なりに分かりやすいまとめを行う。ノートは全員同じではなく、個々それぞれの学びを振り返ることが出来る、世界に一つだけの「自分だけのノート」が出来上がるのである。

(2)その2 生徒同士の対話ツール

上記のような「自分だけのノート」が出来ること、自分自身の学びを振り返ったり、さらに深めたりすることができる一方で、偏ったノートになる危惧も生まれてくる。国語科における物語文などの理解には多面的・多角的な読み取りも必要とされるが、自分の考えだけでは、その深まりには限界がある。また、生徒の学力差がそのままノートに反映されることになる。

そこで、私は各単元の中で「ノート作りの時間」を設定している。この中で生徒同士、お互いのノートを見合って、自分だけでは気がつかない考えや聞き洩らしていた内容などを自分のノートに書き写す。

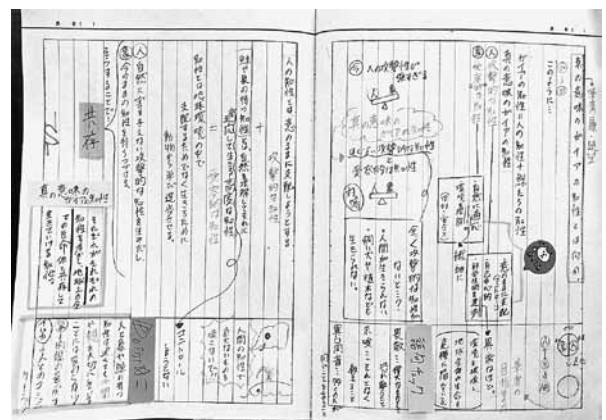
ここで新たな対話が生まれてくる。友達の意見をただ書くのではなく、それを見て質問する生徒、互いの意見を戦わせる生徒が出てくるのである。そこから新しい発見があり、自分のノートを書き直す生徒だって出てくる。まさに対話によって自分自身の学びを深めているのである。

さらには、声には出さなくても、友達が書いたものを見る、見て考えるという作業もまた対話的である。発声する自己表現が苦手な生徒もいる中で、この効果は思いのほか大き

いものである。

このノート作りの時間には、自分のノートを整理する時間もある。これまでの授業の中では時間が足りず、ただのメモになっている内容も、この時間で詳しく書き直す。自分で大切だと思われる言葉を色づけしたり、アンダーライン等で強調したりすることで、学習内容を復習することになる。それだけでなく、授業中には気がつかなかったことが浮かんできて、それを自分の学習のまとめとして書く生徒も出てくる。

生徒からは「国語の勉強の仕方がわからなかったけど、ノート作りが良い復習になって家庭学習が進む」という声も聞こえてくる。実に楽しそうにノート作りに励む姿を見ると、やらされているという感はなく、主体的に学ぼうとする様子が感じ取れるのである。



4 コロナ禍の中で求められる学び

現在、世界はコロナ禍の真っ只中にある。誰も経験したことがない未曾有の事態である。個々に考え、判断し、行動することが求められる。まさに「主体的で対話的な深い学び」が必要とされているのである。

私もまた、何ができるのか主体的に考え、自分の考えを深めていきたい。生徒に深い学びを実現してほしいと願うのなら、教師こそが深い学びの実践者でなければと強く思う。

高島屋から学ぶ「人の心を大切にする」姿勢

県立特別支援学校流山高等学園教諭 いそむら磯村 ゆきこ友希子



1 主題について

本校は知的障害者を対象とし、職業に関する専門学科を設置する高等部のみの特別支援学校である。卒業後は企業に就労する生徒が大半を占めるが、1年も経たないうちに離職する生徒も少なくない。本校の研究から、離職へ進む決定的な要因として、感情のコントロール、健康管理、働く意欲などが大きく影響していることが分かった。（平成30年度研究紀要「2年目（平成29年度）の成果」より引用）

今回、お客様を相手にする企業で研修を行ったことで、他者とのかかわりに必要な力について改めて気付いたことや、教育へ還元していきたいことについて報告したい。

2 研修の概要

株式会社高島屋柏店での販売研修
（販売第1部 本館3階婦人用品売場）

3 研修成果

(1) ニーズの背景を把握して対応すること

研修の中で驚いたことの一つは、「購買をあえて勧めない」という接客があったことだ。例えば、ストールをお探しのお客様に、「巻き方がよく分からず、持っているものが活用できていない」という購入の背景があった。その際に、販売するのではなく巻き方をいくつかご提案するという接客を行い、そのお客様が後日お礼を伝えにいらっしゃっていた。売ることだけがお客様の信頼を得る方法でないということを目の当たりにした瞬間だった。

このようにニーズの背景を把握して対応す

ることは学校においても重要なことである。生徒にとって他者とのかかわりに必要な力は何かを考えると、その答えは生徒それぞれの中にあると考えられる。生徒のニーズの背景まで把握するために、生徒自身の声を生徒に寄り添って聞くことを忘れてはならない。

(2) 失敗の報告でも進んでできるような互いの良い面を認め合う雰囲気を作ること

研修期間中、お客様対応に関する失敗が何度もあり、高島屋へ迷惑がかかることや自己保身を考え、報告を悩んだことがあった。しかし、そんな中でも報告ができたのは、日頃からお互いの良い面を認め、評価し合う雰囲気があったからである。お客様への対応や待機中の姿勢など、「〇〇が良いね」と声をかけてくださる方が多く、前向きな気持ちで接客をすることができた。私はこの体験をしたとき、学校は失敗できる場であると言おうが、言葉だけで終わっていないだろうか、自分は生徒に対し、同じように対応できていたかと反省した。改善すべきことだけでなく、良かったことを報告できる関係性が、安心できるかかわりのスタートとなることを改めて実感し、「相手を否定する言葉は使わない」、「相手の良い面を探す」ということを様々な授業の中で生徒と共に実践している。

4 おわりに

高島屋ではお客様の声を聴くことがすべての仕事の起点であり、ニーズへの確に対応することが信頼の獲得、つまりお客様づくりへとつながっていた。その「人の心を大切にする」姿勢を、教育現場でも実践していきたい。

適切な行動を増やし、問題となる行動を減少させる支援について ーABC分析の考え方を取り入れたリーフレットの作成・活用を通してー



茂原市立萩原小学校教諭（前茂原市立西小学校教諭）^{すずき} 鈴木 あやか

1 研究主題について

発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童の問題となる行動については、適切な支援が提供できないことにより、不適切な行動の増加、学習参加の妨げに至ってしまうことがある。そこで、ABC分析の考え方を取り入れることで、行動の要因の把握や理解が進み、適切な行動を増やすためのより具体的な支援が可能になると考え、本主題を設定した。

2 ABC分析とは

ABC分析とは、問題となる行動を分析し、分析に基づいた行動の支援と環境の整備を行うことで解決に導いていく機能的アセスメントである。例えば、「何がきっかけでパニックを起こしたのか（A→B）」「パニックを起こした結果、どのようなことが起こったのか（B→C）」「このことが繰り返された結果、その問題となる行動は増えたのか、あるいは減ったのか（C→B）」このように分析し、ABCそれぞれに方略を検討することで具体的に適切な支援を可能にする。

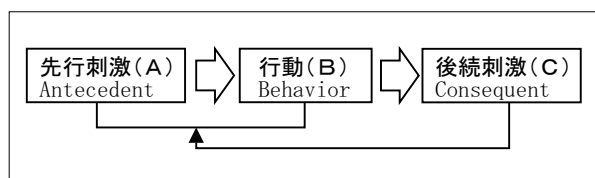


図1 ABC分析について

3 研究の実際

(1)ABC分析の考え方を分かりやすく伝えるためのリーフレットの作成

(2)事例研究

- ①対象児童5名において問題となる行動の出現頻度の測定
- ②行動分析・支援デザインシートを用いた行動の分析と支援の検討
- ③介入後の問題となる行動の出現頻度の測定

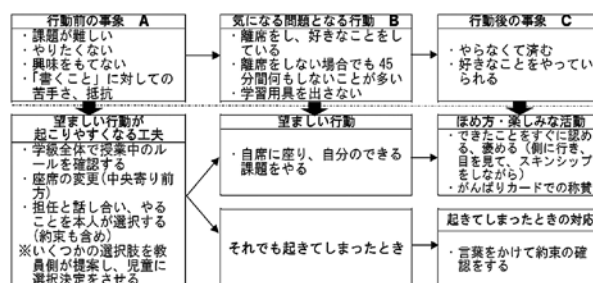


図2 行動分析・支援デザインシートの例

4 研究のまとめ

通常の学級の担任でも活用しやすい簡便なリーフレットを作成したことで、ABC分析への理解が深まり、行動の理由を考えた個に応じた支援の検討と支援ができ、児童の適切な行動の増加と問題となる行動の減少につながった。

しかし、学級担任が一人で分析から支援の検討を行うことは現時点では限界があるため、アドバイザー的存在も含め、児童に関わる複数名で相談するなど、支援の多様性を図るようにしたい。また、通常の学級の集団の中でも無理なく活用していくために、学級の全児童に対し同時に行う学級全体への効果的な支援を考えていく必要もある。

※本研究で作成・活用したリーフレット、行動分析・支援デザインシートの詳細は県総合教育センターWebサイトで閲覧可能である。

「ネットいじめ」防止のための人権教育プログラム開発 —人権感覚に着目したネット上コミュニケーション力の向上—



船橋市立三山東小学校教諭（前船橋市立大穴北小学校教諭） いしばし ひろかず
石橋 博和

1 研究主題

インターネット上で子供たちをめぐる様々な人権課題が生じている。情報モラル教育において実際の指導は、ネット上での危険性や使用法の注意等が中心であり、なぜ人を傷つけてはいけないのかという人権教育の部分が少ない。そこで本研究では、人権感覚とネット上コミュニケーション力を育成するために、6年生児童に向けて、人権教育と情報モラル教育を融合させた人権教育プログラムを開発した。

2 研究の実際

(1)人権教育プログラムの作成（全6時間）

本プログラムは、ネットいじめについて、人権教育を通して学習できるよう構成した。知識的側面をA、価値的・態度的側面をB、技能的側面をCとし、学習の場が人権尊重される環境づくりをDとした。人権感覚の育成に関わる2つの側面（価値的・態度的側面、技能的側面）における人権感覚習得を中心とした人権教育を行ったうえで、ネット上のコミュニケーションの特性について学んでいく

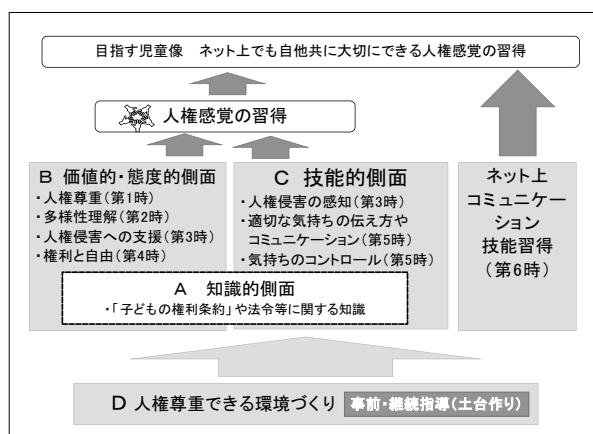


図 人権教育プログラム構造図

ことでネット上でも自他共に大切にできるコミュニケーション力が高まると考えた。

単元構成を、人権が尊重される学級づくりから人権感覚の育成、そしてネット上のコミュニケーションの特性を学習する人権教育を取り入れた情報モラル教育というプログラムを設定することで、SNS等での正しいネット上コミュニケーションの知識を身に付けるだけでなく、なぜ人を傷つけてはならないのかという本質に迫った。

(2)効果の測定

人権教育プログラムにおいて、「人権感覚の変容」「学校環境適応感尺度」「ネット上コミュニケーション力の変容」の3つの尺度を用いた。授業実施前後に質問紙調査を実施し、検証の結果から、全尺度の平均値の伸びが見られた。人権感覚の獲得を目指した学習において、情報モラル教育を取り入れた人権教育プログラムを実践することで、ネット上コミュニケーション力を高める成果をあげることができた。

3 研究のまとめ

人権とは何であるかという知識が身に付いたことで、授業後の感想の記述や、日常生活でのクラスメイトとの会話の中で、人権について前向きに大切にしていこうという言葉が見られるようになった。人権という視点が増えたことで、人権侵害を加えてきた人に反撃することや、仲間はずれにすることは同じように人権侵害であることを理解することができた。先の見えにくい時代を生きる子供たちのために、日々研鑽を続けていきたい。

「電流とその利用」における有用感を高める授業の開発 —教科等横断的な視点を取り入れた授業実践—

銚子市立銚子中学校教諭（前銚子市立第五中学校教諭）

いせざき さとし
伊勢崎 慧



1 研究主題について

「電流とその利用」は、生徒の多くが苦手意識を感じる単元である。電気の学習の問題点として、日常生活での活用利用例を学ぶ機会が少なく、概念と実態が結び付きにくいこと等があげられる。本研究では、「電流とその利用」の単元において、STEM（Science Technology Engineering and Mathematics）と技術・家庭、技術分野の視点を取り入れた教科等横断的な授業を行うことで、電流の学習に対する有用感を高める効果が得られるかを明らかにするため、学習レリバンс（学習の意味や意義を感じているか）に着目し、授業実践を行った。

2 研究の実際

(1)学習レリバンсと教科等横断的な授業

学習レリバンсには、現在のレリバンс（面白感）と将来的レリバンс（役立ち感）の二つに分類され、学習動機という点では、現在のレリバンсが不可欠な条件である。そこで、教科等横断的な視点に立った授業として、理科「電流とその利用」、技術科「エネルギー変換の技術」に共通する回路図に焦点を当てた授業を展開する。回路図をかいたり、読み取ったりする場面を意図的に組み入れることで、回路の構成を生徒が常にイメージして課題に取り組むことができる授業展開を考えた。

(2)自作教具の作成

現在のレリバンсを向上させるために、ミニブレッドボードを用いた回路作製板を作製した。ブレッドボードとは電気回路を試作する際、はんだ付けなどを行わずに電子部品を

接続することができる簡易型試作台である。抵抗の抜き差しが容易であるため、豆電球の明るさやモーター



図 回路を体験的に比較する生徒

の回り方の変化を瞬時に体感することができる。特に、抵抗の並列回路においては、抵抗の数が増えるごとにモーターの回り方の変化が明確に表れるため、抵抗の並列接続では電流が多く流れることを直接体験により理解することができた。

(3)授業の分析

授業の前後において、情意面と認知面の変容を測定する認識調査を検証授業実践校（83名）と近隣中学校（107名）に対して行った。分析の結果、検証校において、情意面が活性化することで、認知面の向上も図られることを統計的に示せた。

3 研究のまとめ

教科等横断的な視点を取り入れ、学習レリバンсを重視した授業を実施したことで、電気の学習に対する有用感を高められることが明らかとなった。また、電気の学習に対する有用感が高まることにより、情意面が活性化され、認知面の向上も図られることが示唆された。

作成した自作教具や授業案の詳細は、教育コンテンツ・データベース「Wakaba」に掲載されているので活用いただきたい。

食育の推進と栄養教諭

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある中学校では、生徒たちの生活実態を調査したところ、特に気になることが2点見つかった。1点目は、朝食を取らない生徒が多く、3学年になるとその傾向が強まるということ、2点目は、休日等ではファストフードを多く利用し、炭水化物や高カロリーの食物の取得が多く、栄養バランスが取れていない結果が判明した。

そこで、栄養教諭は、養護教諭や保健主事と連携して、その改善に向けた方策を検討し、①12月に各学級での特別活動の時間での食育の授業を実施する②各学年の生徒集会で給食委員会の生徒主導の食育イベントを実施する③1月24日に、保護者や地域の方を対象とした「給食試食会と家庭での食育の講演」の実施を管理職に提案した。その際、栄養教諭のかかわり方を含め協議し、職員会議を経て、実施することとなった。

【関係法令】

食育基本法第11条

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2（略）

学校教育法第37条13項

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

ワンポイントレッスン

子供たちにとって学校での楽しみの一つは、学校給食である。近年、子供たちを取り巻く社会環境や家庭環境、更に、朝食の欠食・食生活の乱れ・肥満など子供たちの生活習慣の実態等から学校給食の重要性が再確認されるとともに、食に関する関心と理解のための食育の重要性が求められている。

その中心的な役割は、学校に配置されている学校栄養職員と栄養教諭が担うこととなる。

1 食育基本法第1条（目的）

「この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。」と定義されている。

更に、食育基本法の中では、「食育」を次のように位置付けている。

①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの

②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

2 「栄養教諭」の制度化

栄養教諭は、平成14年9月、中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」の中で示され、これ以降様々な場で生活習慣の改善や食に関する指導の充実が求められ、平成17年に、食に関する指導の専門家として制度化された。

それまでは、各学校では、学校栄養職員が養護教諭や保健主事等と連携して、子供たちの生活習慣の改善等の指導に当たっていたが、栄養教諭の配置により「食育」の推進について、より専門性が高まることとなった。

3 「栄養教諭」の配置と職務について

栄養教諭は、学校栄養職員とは違い、「教育公務員特例法」の適用となり、「教育公務員」としての身分が与えられる。しかしながら、栄養教諭は、設置を義務付ける必置主義ではなく、任意設置主義となっており、全国の学校に配置されているわけではない。千葉県においても、令和2年5月1日現在、261名が配置されている状況であり、全校配置とはなっていない。

これまで、千葉県では栄養教諭は、栄養教諭有資格者で、学校栄養職員として3年の実務経験を踏まえ、栄養教諭としての選考に合格した場合、栄養教諭として配置されていたが、今年度から公立学校教員採用候補者選考の中に、栄養教諭としての選考が行われるようになった。

食育の充実を求めた栄養教諭の制度化の観点から全国においても、全校配置に向けた動きが期待されるものである。

さて、栄養教諭の職務については、学校教育法において、「児童の栄養の指導及び管理」と示されている。更に、食育基本法では、食に関する関心と理解のために、様々な機会や

場所で食育を推進するよう求め、改正された学校給食法においても、学校給食を活用した食育の推進が求められている。

4 本ケースから考えること

当該校のケースでは、積極的な食育の推進と栄養教諭としての役割を理解した提案がされている。特に、①栄養教諭だけでなく関係教職員と連携して取り組もうとしている点②当該校の生徒の実態を把握・分析している点③様々な機会を設けて食育を推進する点④食育の推進の観点で家庭や地域を巻き込んでいく点などが挙げられよう。

特に、現在の子供たちの生活習慣を踏まえると、学校のみならず保護者の理解と協力が必要となってくるので、当該校の実情を踏まえた行事や取組は効果的である。

また、食に関する指導の充実には、「給食の時間における食の指導や配膳指導等」、「保健体育における健康と食事」、「家庭科におけるバランスのとれた食事のとり方」、「道徳科における節度・節制」などを効果的に関連付けるなど、カリキュラム・マネジメントの確立が求められる。

なお、当該校の今後については、生活実態の調査・分析の継続と、定例化する独自の食育の学習を年間の指導計画に明確に位置付けることが課題となろう。

5 おわりに

昨今、各学校では、学校給食における安全性の確保やアレルギーへの対応、特別な支援を要する子供たちへの配慮など様々な課題に直面しており、その解決に向けた確で丁寧な対応が求められている。

学校栄養職員と同様に、栄養教諭は、安全でおいしい学校給食を提供するとともに、「栄養に関する専門性」と、「教育指導にあたる技量」を持つ存在として、食育のスペシャリストとしての誇りを持ち、食育の推進に積極的に取り組んでいくことを期待したい。

小学校って楽しい！

野田市立野田幼稚園長 ^{うちだ}内田 ^{みつえ}光恵



1 はじめに

本園は、しょうゆの街として知られる野田市内中心部に位置し、商業施設や工場に囲まれた古い町並みが残る地域にある。駅からも近く、子供たちは市内全域から通ってきている。地域の方との関わりも多く、カレーパーティーやホットケーキ作りなど様々な行事において一緒に調理する体験等を行っている。また、小学校が隣接していることで交流しやすい環境に恵まれている。

2 野田市の取組

野田市では、「幼・保・こ・小連絡会」を設置し、年二回、交流活動の見直しや情報交換等を行っている。また、各地域ごとに様々な交流活動を行い、小学校教育との円滑な接続の推進に向けて特色ある実践を行っている。

3 本園の小学校との交流活動

今年度、新型コロナウイルス感染症のため、交流活動の実施を見合わせていたが、様々な感染予防対策を行い、7月に小学校の昼休みに合わせて、校庭で一緒に遊ぶことができた。「ドンじゃんけん」では、小学生が片足ケンケンで進むルールを考え、園児との力関係に差が出ないよう配慮している様子が見られ、小学生の優しさに触れ、小学校を身近に感じる事ができたようである。



昨年度は、1月末に1年生から保育所の年長組と共に招待を受け、「なかよくあそぼう

の会」を実施した。1年生が準備してくれた、福笑い、おはじき、すごろくなどの伝承遊びや輪投げ、けん玉などのゲームが所狭しと並び、園児は、1年生とペアになって遊ぶ経験をした。始めは、緊張している面持ちだった園児も、ほとんどが手作りで温かみのある遊び道具や1年生が優しく教えてくれたことで、楽しく遊ぶことが出来たようである。また、いろいろな遊びを体験したことが刺激となり、後日、園でもすごろくを自分で作ってみようとしたり、こま回しやあやとりに挑戦しようとしたり、遊びが発展する姿が見られるようになった。

1年生から優しく接してもらったことで、年少児に対しどのように接したらよいか、体験から具体的に考えることができ、年長としての自覚が高まっていったようである。小学校の様子を見ることができたことは、入学に向けての不安を取り除き、期待を高めることに繋がったと思われる。



4 まとめ

小学校へのスムーズな接続のためには、子供たちの交流だけでなく、教師間の連携が必須であると考えます。幼稚園は、幼児の主体的な活動の充実に取り組む。幼児・児童の学び合いを意識した活動を教師間で共有することが幼児の心豊かな成長へ繋がっていくのではないかと思います。今後も幼児の心の育成を充実させるための交流を進めていきたい。

小学校プログラミング教育コンテンツの紹介 ～授業プラン8 5年音楽「リズムアンサンブルをつくろう」～

県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当

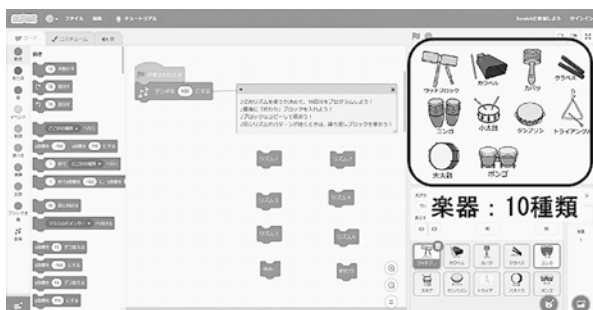
1 はじめに

今回は、県総合教育センターで作成した小学校プログラミング教育用コンテンツ授業プラン8を紹介する。

小学校5年音楽において「Scratch（スクラッチ）」を活用し、「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」のB分類（学習指導要領には例示されてはいないが、学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するもの）に該当する授業プランである。

2 授業プラン8の紹介

(1)Scratch（スクラッチ）とは



【Scratchによるリズムアンサンブル作り】

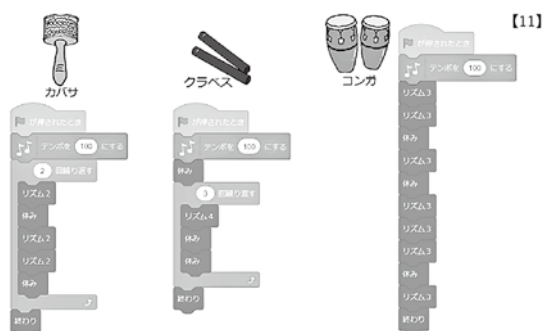
「Scratch（スクラッチ）」はマサチューセッツ工科大学メディアラボが開発したビジュアル型プログラミング言語である。様々な機能を持つブロックを組み合わせることで、比較的簡単にプログラミングを作成することができる。

(2)授業の実際

①題材名「リズムアンサンブルをつくろう」

②コンテンツを使った活動

(ア)10種類ある楽器から使用する楽器を三つ



【楽器に対応したリズムパターンを作成】

選択し、六種類あるリズムパターンブロックでリズムを作っていく。

(イ)1人1人が作成したリズムアンサンブルを持ち寄り、グループ内で再度組み合わせ、アンサンブル等を調整する。

(ウ)コンピュータでプログラムしたリズムアンサンブルを実際の楽器で演奏する。

コンピュータの特性を生かすことで、リズムアンサンブルを1人で作ることができるとともにプログラミングについても学ぶことができる。そして、個人の学びから本物の楽器を用いたグループの学びへと広がっていくことができる。プログラミングの体験を通して教科の目標を達成できるプランとなっている。

3 おわりに

本センターでは、今回紹介した授業プランの他にも九つのコンテンツを作成した。センターのWebサイトから学習指導案・提示用PowerPoint・ワークシート・デモ映像等がダウンロードできるので、ぜひ活用していただきたい。

<https://www.ice.or.jp/nc/>



令和2年度企画展 「ちばの縄文－貝塚からさぐる縄文人のくらし－」

県立中央博物館

県立中央博物館で令和2年10月10日～12月13日まで開催する企画展「ちばの縄文－貝塚からさぐる縄文人のくらし－」では、県内各地の遺跡から出土した様々な遺物を通して、ちばの歴史を語る上で欠くことのできない縄文時代とその文化について紹介する。

1 縄文研究のはじまり

－貝塚は絶好のフィールド－

千葉は全国の貝塚の約3割が所在する日本一の貝塚密集地帯である。日本列島は酸性土壌であるため、通常の遺跡では貝や骨、植物などの有機物は溶けてしまい残らない。ところが貝塚は貝殻のカルシウム分が土壌を中和するので、土器や石器だけでなく有機物も出土する。そのため縄文研究には絶好のフィールドとなり、明治の考古学黎明期から多くの研究者・収集家たちが千葉を訪れ、盛んに発掘が行われた。

今回、明治末頃に^{よやま}余山貝塚（銚子市）で発掘後、県外で所蔵され、重要文化財にも指定されている土偶を約100年ぶりに里帰りさ

せて展示する。
^{こうで}幸田貝塚出土品
(^{みなみはとり}松戸市)、^{なかのこき}南羽鳥
^{どこう}中岫1遺跡土坑
出土品(成田市)
とあわせ、ちば
の縄文関連重要
文化財3件が揃
うのは、おそら
く初めてのこ
とである。



余山貝塚出土土偶
(公益財団法人辰馬考古資料館所蔵)

2 貝塚からさぐる縄文人のくらし

(1) 縄文人をさぐる

考古学黎明期から現代に至るまで、縄文人への関心は高く、最新の科学技術を用いた研究が続けられている。生物の細胞内にあるミトコンドリアは独自のDNA情報を持ち、母から子へと遺伝することから、母系のルーツをさぐる研究に用いられている。

本展覧会では、縄文人や現代日本人のルーツをさぐるヒントともなる、^{しもおおだ}下太田貝塚（茂原市）出土人骨の研究成果を紹介する。

(2) 食生活をさぐる

縄文人の食生活をさぐる方法で最も簡単なのは遺跡から出土する食べかす（動植物遺体）を調べることだが、有機物は残りにくいので、食べていたもの全てが出土するとは限らない。そこで近年、出土人骨を自然科学的に分析し、その人が何を食べていたのかを直接的に調べる方法が開発され、注目されている。

本展覧会では^{ありよしきた}有吉北貝塚（千葉市）、^{おおでらやま}大寺山洞穴（館山市）、^{どうめ}道免き谷津遺跡（市川市）、^{にしね}西根遺跡（印西市）を取り上げ、動植物遺体、道具類や遺構、自然科学分析の3つの視点から、縄文人の食生活に迫る。

3 ちばの発掘最前線！

現在も、県内各地で発掘が行われている。緻密な調査と地道な整理・研究からは、新しい知見も生まれている。

上記のほか、縄文時代の古環境や縄文人の活動範囲、祈りやまつりなど心をさぐるコーナーもある。この秋は、県立中央博物館で縄文人のくらしを学び、ちばの縄文の姿を体感していただきたい。

令和2年度企画展「福を呼ぶ小袖と房総の万祝^{まいわい}」

県立中央博物館大多喜城分館

県立中央博物館大多喜城分館では、令和2年10月23日（金）から12月6日（日）の会期で、企画展「福を呼ぶ小袖と房総の万祝」を開催する。

近年、風水害や新型コロナウイルスなど、私たちが悩ます問題が多数発生しているが、今回の展示では、小袖と万祝に描かれた吉祥模様と呼ばれるおめでたい模様を紹介し、少しの間、華やいだ雰囲気味わっていただければとの思いから企画した。

日本を代表する服飾「きもの」は、江戸時代から近代にかけて各階層の人々が着用した「小袖」を祖型とする。小袖は男女ともほぼ同一の形態であったため、染織や刺繍など様々な技法を駆使した模様や大胆な構図を施すことによって個性を演出した。また、当時の人々は、縁起の良い意匠やおめでたい文字を散りばめた小袖を好んで着用し、互いに贈答して幸運や長寿を願ったといわれている。

展示会では、江戸時代に製作された「寿」などの文字や「鶴」、「亀」など、おめでたい意匠をあしらった小袖のほか、江戸時代のファッションカタログとも評される小袖雛形本も併せて展示し、江戸のファッションモードに見る吉祥模様を紹介する。

また、房総が発祥とされる小袖の一種「万祝」は、大漁の祝いに船主や網元から漁師などに配られる着物である。「漁師の晴れ着」として、祝いの日などには人々が揃いの万祝を身にまとい、豊漁を祈願して神社への参拝を行っていた。このような万祝の模様には、漁の対象となる魚や船印のほか、「恵比寿」や「三番叟^{さんばんそう}」、「しめ縄」など、ハレにふさわ

しいおめでたい模様が色とりどりの色彩で染め抜かれている。ここでは、万祝に描かれた様々な吉祥模様を紹介するとともに、錦絵や銅版画などに描かれた万祝、その製作過程や染め型紙、雛形本、染め見本などの製作に関わる道具についても紹介する。



写真：万祝（恵比寿）

■展覧会情報

会 期：令和2年10月23日（金）～
令和2年12月6日（日）

開館時間：午前9時～午後4時30分
（入館は4時まで）

休 館 日：月曜日

（月曜日が祝休日の場合は翌日）

入 場 料：一般300円、高校・大学生150円

■問合せ先

千葉県立中央博物館大多喜城分館

住所：夷隅郡大多喜町大多喜481

電話：0470-82-3007

URL：<http://www.chiba-muse.or.jp/SONAN/>

教育相談事業の紹介

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

特別支援教育部は、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒本人と保護者に対して教育相談を行っている。近年は、発達障害の子供の相談が7割を占めている。

2 教育相談事業の概要

教育相談は、当部の所員及び相談員（公認心理師、言語聴覚士を含む）で対応している。

※（ ）内は、令和元年度の回数・件数

(1)来所相談について

①来所相談（81件 515回）

保護者担当と子供担当を決め、二人体制で行っている。

②グループ活動（6回）

来所相談に来ている子供たちに小集団で安全に楽しく活動できる場を提供している。

③医療相談（38件）

来所相談の内容により、精神科・小児科の医師、視覚認知（見え方）に関する公認心理師による相談を行っている。

(2)電話相談（551件）・メール相談（21件）

本人や保護者の他に学校の職員からの相談にも応じている。

(3)出張相談（10件）

来所相談を重ねる中で、保護者から希望があった場合、本人の在籍する学校等に実際に訪問して連携を図っている。

3 教育相談の具体例

①来所相談事例……小学5年の不登校児童。

不登校の要因として本人の特性（広汎性発達障害）と母子の関係性があげられると見立てを行い、丁寧な対応を重ねている。

②検査の実施例……相談を重ねる中で、保護者からの希望で実施。WISC-IVとKABC-IIの検査を行い、本人の特性について把握し、有効な学習方法等を保護者に伝えた。相談では、遅刻や忘れ物をしないようにワークシートにて計画を立てて実行している。

③医療相談の実施例……相談を重ねる中で、保護者からの希望で実施。医師から本人の特性について、専門的見解が示され、今後の方向性について保護者と確認ができた。

④出張相談の実施例……保護者からの希望により、所属校での本人の様子を参観した。校長・学年主任・担任・関係機関とのケース会議では、支援方法について検討した。

⑤地域との連携例……中学3年の不登校生徒。相談を重ねる中で、保護者の承諾の下、地域の進路状況に詳しい市教委に相談をつなげ、卒業後の進路について検討を重ねた。

- ・本人の特性や保護者の気持ちを考慮しながら、適切なアドバイスをを行っている。
- ・関係機関との情報共有を的確に行い、適切な支援策を話し合うことで、保護者と学校や市教委等との連携に心がけている。

4 おわりに

子供や保護者に寄り添い、相談活動を行っている。是非ご活用願いたい。

千葉県稲毛区小仲台5-10-2

（千葉県子どもと親のサポートセンター内）

電話相談：043-207-6025

【月～金：9：00～17：00

（祝日、年末・年始は除く）】

メール相談：sosesoudan@chiba-c.ed.jp

子供たちの「かけがえのない命」を守るために ～「学校安全の手引」の活用～

県教育庁教育振興部学校安全保健課

1 はじめに

千葉県では、令和元年9月、10月、立て続けに台風や集中豪雨に見舞われ、県内に大きな被害が発生した。また、登下校中に児童生徒等の尊い命が奪われる事件や事故が発生するなど、近年、子供たちを取り巻く社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題が次々と顕在化し、今後さらに深刻化していくことも懸念される。

そこで、県教育委員会では、これまでの「安全管理の手引」を大幅に改訂し、学校における「安全教育」「安全管理」の強化を図った「学校安全の手引」を令和2年3月に発行し、県内全ての幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に配付した。

2 「学校安全の手引」の活用

(1)自ら考え、主体的に判断・行動できる子供の育成

子供たちは、単に守られるだけの存在ではない。幼稚園から高等学校までの発達段階に応じて、児童生徒等の、自ら安全に対して主体的に考える力、及び生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基盤となる、基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められる。本手引には、安全教育の3領域、「生活安全」「交通安全」「災害安全」について、発達段階ごとに指導しておきたい内容の一覧、及び具体的にどのように安全教育に取り組んでいけばよいか、指導例も示した。

学校教育活動全体を通じて安全教育を行っていく上で、「教科等における安全教育」「日

常的な安全教育」「定期的な安全教育」をどのように関連付けて取り扱うと効果的であるかを実践例として示し、児童生徒等に印刷して配付できるような資料やワークシート等も掲載するなど、各学校園において、児童生徒等の実態、地域の実態等に合わせた安全教育の実施に役立てられるよう工夫して作成した。

(2)安全・安心な環境づくり

子供たちが健やかに育つために、「安全・安心な環境づくり」は必須であり、そのためには、「安全管理」の徹底と「組織活動」の充実が必要となる。手引には、安全管理の法的根拠、学校環境や学校生活の安全管理上の留意点、事故等の発生に備えた安全管理等、「安全管理」の基本となる情報をわかりやすくまとめている。また、令和元年に千葉県を襲った台風・大雨の災害状況や課題等も掲載しているので、次への教訓としてぜひ活用し、各学校園の安全強化に役立てていただきたい。

更に、家庭・地域・関係機関を含めた「組織活動」による安全・安心な環境づくりも、手引を参考に充実させていきたい。

3 おわりに

「学校安全の手引」は、教育庁教育振興部学校安全保健課のWebサイトからダウンロード可能となっている。各種ワークシートや資料、危機管理マニュアル等、必要に応じて印刷し、授業や研修等で活用いただきたい。

「学校で使いやすいものを！」を合言葉に作成したこの「学校安全の手引」を、子供たちの「かけがえのない命」を守るために多くの学校で活用いただくことを期待している。

商業高校におけるALへのチャレンジ、その第一歩

県立千葉商業高等学校

1 はじめに

(1) 千葉商業高校の概要

本校は、1923（大正12）年に創立されてから98年の星霜を重ねている学校であり、卒業生は28,266名（令和元年度まで）を数える。千葉市中央区松波という閑静な住宅街に立地し、最寄りの西千葉駅からは徒歩7分、千葉駅からも徒歩12分という交通至便の場所に位置し、松波地区唯一の学校として地域の皆様から温かな声援を頂戴している。

千高教研商業部会の事務局が常置され、千葉県商業教育の拠点校としての重責を担っている。令和元年度の商業部会総会の講師として産業能率大学教授（当時）小林昭文先生をお招きしたことから御縁をいただき、アクティブラーニング（以下、「AL」と記す）へのチャレンジを本格的に始動させた。

(2) そもそもALとは？

巷間にはALという言葉が氾濫し、いささか食傷気味の感がないでもない。「AL祭りは終わった」とは、御指導いただいている小林先生の言である。「一時の流行ではなく、本質にまで踏み込んだ真のALを研究、実践する段階に至った」という主張であると理解している。本校ではALの【目的】と【目標】について、以下のような共通理解の下で研究を進める。

【目的】生涯にわたるアクティブラーナーを育成すること

【目標】生徒の頭がアクティブな状態になっていること（生徒の「行動」ではなく）

2 研究の進捗

(1) 令和元年度

① 研究方法

小林先生が推奨するAL、すなわち【説明（短めに）→ワーク（長めに）→確認テスト（100点をとらせる）→振り返り（「個」に立ち帰る）】（以下、「小林式AL」と記す）という基本パターンで授業を展開する。その授業について、教師は「チェックリスト」で自分の授業を振り返るとともに、生徒には「アンケート」に回答させ、両者をクロス集計することによって【先生がどのような授業をすると、生徒は何かできるようになるか】を探ることとした。

(ア) 教師「チェックリスト」の項目

- a 始業チャイム30秒前に入室する。
- b 生徒には穏やかな表情で声をかける。
- c 始業チャイムと同時に授業を開始する。
- d ストップウォッチで説明時間を確認する。
- e 説明の際は「あー」「えー」など無駄な発語をせず、思いつきの昔話もしない。
- f 説明時は、生徒の顔を見ながら説明する。
- g 板書が必要ない説明の時には、教壇を降りて教室内を巡回しながら説明する。
- h ワークを指示する際には、制限時間、到達目標、ルール設定について明示する。
- i ワークの間は教壇を降りて生徒を観察し、必要に応じて質問により介入していく。
- j 授業終了時刻を厳守する。

(イ) 生徒「アンケート」の項目

- a 眠くならなかった。
- b 集中し続けていた。

- c 仲間の多様性が学習の効果を支えていた。
d みんなが協力している感じがした。
e 一人ではできないことができたと感じた。
f 授業時間が短く感じた。
g 先生にやらされている気がしなかった。
h 対話の効果を実感した。
i 学校生活に役立つことを得た感じがした。
j 内容についてもっと深く学びたくなった。
k 自分の生き方や考え方を変えるインパクトを感じた。
1 こんな授業を毎日受けたい。

②結果及び考察

教師の振返りと生徒の感想に、以下のような相関の傾向が見られた。

(ア)教師 d → 生徒 f・j・k

説明時間を厳守して生徒のワーク時間を確保すると、生徒に授業時間を短く感じさせ、更に学びたいという意欲を生じさせる。

(イ)教師 h → 生徒 b・c・d・e

ワークに入る前に、到達目標や制限時間を明示することで、生徒は集中を切らすことなく「対話的な学び」を継続できる。

(ウ)教師 i → 生徒 e・i・j・k

ワークの時間、教員が生徒に対して積極的に介入（質問で声をかける）することが、生徒の活動を充実させる。

(2)令和2年度

前年度から一歩前進させ、より具体的な成果を出すことを目的に「授業改善委員会」を組織して校内分掌に位置付けた。しかし、コロナ禍はALを推進する上で大きなブレーキとなる。そこで、ソーシャルディスタンスの維持、マスクの着用、声の抑制、という3条件が全て満たされる場合に限り、ALを実施することとした。その際、令和元年度の調査

から見てきた、「ワーク時間の確保、目標等の明示、教員の積極的関与」を実践する中、新たに生まれた課題についてはZoomを活用し、小林先生から直接指導・助言を受けるという形で研究を進めることとした。以下に代表的な質問を掲げる。

Q1 ワークに向き合う態度を評価したいが、どのように工夫したらよいか？

A1 5段階評価の場合、通常1・2は付かない。基本を4としてプラスがあれば5、マイナスがあれば3とする。

Q2 生徒に対してALのゴールを示したいのだが、何をもって成功であると説明したらよいか？

A2 自分で学べる、友人に聞ける、先生にリクエストできる。そうした態度が育成されればゴール到達と見なせる。

Q3 生徒の進度に差が出てくるので、できる良い生徒に他の生徒を教えさせている。できる生徒をどう伸ばすか？

A3 できる生徒は授業時間外に呼び出し、個別に高いレベルの指導をする。

3 おわりに

今後の展望としては、小林式ALの方法論を更に深く学び、千葉商業高校の生徒たちに適した形での授業展開を模索していくことになる。なお、小林昭文先生の著作は数多く刊行されており、どれを手にしても参考になるが、本研究においては『アクティブラーニング入門』（産業能率大学出版部、続編として2・3も既刊）を主なテキストとした。紙幅の関係で、本研究の概要しか報告できなかったが、御質問・御感想等をお寄せいただければ幸いである。

千葉商業高等学校 TEL 043-251-6335
 校長 岩瀬俊彦 tiws10@pref.chiba.lg.jp

「教育の最新事情」におけるコミュニティ・スクール

千葉大学教育学部特任教授 ^{あまがさ しげる} 天笠 茂

1 更新講習と教育の最新事情

教員免許更新制にともない更新講習の講師として、時に印旛教育会館や君津教育会館などに出向き、この9月には、長生教育会館において、その役を務めた。

更新講習の目的として、新しい動きを取り上げ伝えることを通して、知識や技能のリニューアルを図ることがあげられている。

教員免許更新は、必修領域、選択必修領域、選択領域あわせて30時間以上の講習を受講し修了することとされている。千葉大学では、これら教員免許更新講習に向けて様々な講習を開講して受講者に対応しており、そのひとつに「【必修】教育の最新事情」がある。筆者はその担当者の一人である。

このことからして、“新しい情報や知識”について、しかも受講者のほぼすべてが千葉県の現役の教員であることを踏まえ、その選択にあたり、学校のソトの動きを、しかも、実践に何らかの影響を及ぼすと考えられるものを取り上げることに心がけ、2010（令和2）年9月21日、長生教育会館での更新講習では、次の事項を取り上げ、話を進めた。

- I. 2030年への道のり
 - 1. 新学習指導要領の実施
 - 2. 中央教育審議会：特別部会の審議
 - 3. 「令和の日本型学校教育」の姿
- II. 新たな分担と協働
 - 1. 義務教育学校
 - 2. チーム学校
 - 3. コミュニティ・スクール
- III. 働き方改革

2 コミュニティ・スクールをめぐって

そこで、コミュニティ・スクールについて取り上げたい。これを更新講習で取り上げることにについて、果たして最新の情報なのか、ためらいはある。今日言われているコミュニティ・スクールは、2000（平成12）年、教育改革国民会議「17の提言」のひとつである。すでに20年の歳月を経ており、時間の経過という観点からして、とても“最新”とは言えたものではない。

しかし、これを新しい情報・知識として、第一線に立つ教職員に広く届ける必要のあるところに千葉県なりの事情がある。コミュニティ・スクールについての経緯や仕組みについて、第一線に十分に情報が届いていない。これが、コミュニティ・スクールをめぐる千葉県の現状というのが筆者の認識である。

「うちの学校と保護者や地域は、互いの関係も良好であり、学校に対してとても協力的である。」という話を学校関係者からよく聞く。しかし、「だからコミュニティ・スクールは必要ない。」という話を、これまた多くの関係者から聞いてきた。そして、話はここで止まったまま10年が経過し、そして20年が経過しようとしている。

学校と地域の関係は良好であり、あまり話を難しいことにしたくない。あるいは、家庭や地域の話は少し距離を置いておきたい。できたらそっとしておきたい。そんな学校現場の空気と教育委員会の阿吽の呼吸が、コミュニティ・スクールを対岸に置き、時間を経過させてきたというのがこれまででなかったか。

しかし、学校・家庭・地域の関係は安定しているものの、どこかマンネリ化し停滞し活気に欠けたところはないか。新しい価値を生み出すとか、未来を創造するとか、次の時代に向けて新たなコンセプトを打ち出すものの、なかなか地域は呼応しない。地域と一体感を持ってない。そんな思いを抱いている校長も少なくないのではないかな。

3 2030年に向けた新たな分担と協働

コミュニティ・スクールは、地域の人々の参加・参画を得て学校運営協議会と称する学校運営の仕組みをつくり、そのもとに学校の基本方針の承認や教職員の人事について意見を表明することを通して、学校の運営を進めていくシステムである。それは、参加・参画を通して保護者や地域の人々が学校を支えていく仕組みである。

この間、コミュニティ・スクールをめぐる国の歩みを振り返ってみると、2つの転機があった。一つ目は、2011（平成23）年である。設置数について全国で公立小、中学校の約一割にあたる3000校という数値目標を掲げ、5年程度で設置をはかるとした。研究開発学校など、点としての存在であったコミュニティ・スクールを面的に広げていく。その第一歩が数値目標の設定であった。

二つ目の政策転換は、2017（平成29）年、地教行法の改正によってコミュニティ・スクールの設置を努力義務として教育委員会に課したことである。

これに先立つ動きとして、教育再生実行会議によるコミュニティ・スクールの必置化に向けての提言がある。第6次提言（2015（平成27）年3月14日）では、国にコミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の解消、地域公共団体に必置の検討を求めた。

このような教育再生実行会議による必置化の提言を受けた中央教育審議会は、「新しい

時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」（2015（平成27）年12月）において、「最終的にはコミュニティ・スクールとなることを目指して推進していくことが重要である。」と述べつつ、「基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志によって設置されることが望ましい」との見解を示した。

この一連の経過をふまえて、コミュニティ・スクールの設置について、努力義務にとどめた改正に至ったわけである。ただ、この中央教育審議会の思い、すなわち、学校や教育委員会の自発的な意志の尊重が、どこまで受け止められたかと言えば、それぞれの事情によって対応は分かれたということになる。

そして、三つ目の転機が訪れようとしている。ポストコロナにおける必置を前提とした新たな分担と協働の時代の到来である。

いずれにしても、コミュニティ・スクールは、学校運営への地域の人々の参加・参画を通して協働して地域の学校を支え盛り立てていく仕組みである。それはまた、地域の人々に学校への貢献を求め、教職員と保護者と地域の人々が共に汗を流すことを通して、地域の学校を盛り立てて支えていく制度である。

現在のところ、西日本を中心にみられるコミュニティ・スクールは、京都市の御所南小学校を原型とする地域が学校を支援するタイプが少なくないものの、それぞれの地域なりの進め方があると思われる。千葉県の地域や風土に見合ったコミュニティ・スクールの創設、取組が期待される。

そのためにも、コミュニティ・スクールに関する情報を、第一線に立つ教職員に送ることが、今こそ求められる。

在籍児童の個々の困り感に寄り添った日々 ～小さな工夫の積み重ね～

木更津市立鎌足小学校（前木更津市立金田小学校教諭） よしだ あけみ 吉田 暁美

1 はじめに

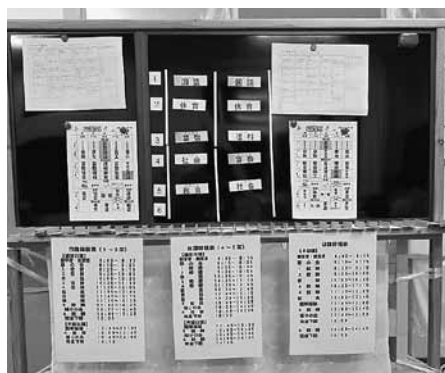
今年度鎌足小学校に異動したが、3月まで勤務した木更津市立金田小学校のはまっ子学級（自閉症・情緒）の実践について紹介する。

2 児童の実態

はまっ子1組の在籍児童は、4年生3名（男2、女1）、5年生1名（女）であった。

3 日々の指導において工夫したこと

(1) 1日の見通しを持たせるための工夫



- ・手作りのブラックボードを利用した。
- ・学年ごとに、毎朝児童がスケジュールを作ることによって1日の予定を確認した。
- ・教科名の背景の色が違うので、どこで学習するかが一目でわかるようにした。（緑色→はまっ子1組で学習。白→交流学級で学習）
- ・黒板の下に日課時程表を貼付。（A、B、木曜）
- ・この黒板の裏側はクールダウンスペースになっていた。（黒板が目かくしの役割）

(2) 在籍児童数や実態に応じた工夫

- ・1時間目を自立活動と生活単元学習とした。その内容は、①朝の会、②今日の活動、③フリータイムのようにユニット化。
- ・①の朝の会では「名札・はんかち・ちり紙

じゃんけん」で3つを身につけているか確かめたり、「うで体操」で声を出しながら肩甲骨まわりをほぐしたりする活動をした。

- ・②の活動は、畑の学習や合同学習の事前学習、バザーの商品作りや縄跳び練習、卒業式の練習などであった。
- ・③のフリータイムは、2時間目にスムーズに入れるように、短時間でもできるだけ取るようにした。

(3) 教室環境の工夫



- ・大きなスケジュール黒板と仕切りで目かくしをしたところに、金田中のサポート学級の生徒が作業学習で作ったベンチを2つ並べ、体を横にして休憩できる「クールダウンスペース」を作った。ベンチの上には、柔らかい手触りのよいクッションを置き、棚の上には花や猫のパズルなどを飾った。

4 おわりに

日々新しい課題が生まれ、それを乗り越えるための方法を一緒に考えてきたが、上記のような指導の工夫をすることにより、さまざまな困り感を持つ児童が互いに支え合い、認め合って少しずつ力を伸ばすことができた。つたない実践だが、何かお役に立てれば幸いである。

今後、鎌足小学校でも励んでいきたい。

千葉歴史の散歩道

やわた 八幡の藪知らず

千葉県教育庁教育振興部文化財課技師 佐山 淳史



JR総武線本八幡駅北口から徒歩5分、市川市役所の向かい側に小さな藪がある。藪の目の前を通る国道14号には多くの車が行き交い、裏手には商店街が広がっている。人々の生活の勢いに押されて少し肩身が狭そうにたたずんでいるこの藪は「八幡の藪知らず」として知られている。

この藪は、入った者が二度と出てこれないと言われ、江戸時代の後期ころには文献にその名前が確認できる。現在でも広辞苑に記載されており、それなりに有名だといえるだろう。筆者は市川市の出身であり、小学生くらいになるとこの藪に関するうわさをいくつか耳にした。入ったら出てこれないというものが多かったが、子供心に、向こう側が見えるような藪なのになぜ入ったら出てこれなくなるのか疑問に思ったものである。なかには毒ガスが湧き出ているなどといううわさもあり、藪の前を通りすぎるときに息を止めていたこともあったが、怖がるというよりも面白がっていたと思う。

この小さな藪がなぜ入ってはいけない場所として伝えられているのか、調べてみたことがある。結局、その理由についてはよく分らなかったが、調べる過程で様々な話が伝えられていることが分かった。平将門の乱に関係した場所であるとか、はたまた、水戸黄門が諸国漫遊の際に入って迷ったという話も存

在する。他には、過去に行徳の入会地（共同で使う土地）で、地元八幡の人たちが自由に使えなかったとか、近くにある葛飾八幡宮で放生会ほうじょうえと呼ばれる儀式を行っていた池の跡だから入ってはいけない場所とされたなど、話の内容は多岐にわたるが、どれも真偽のほどは分からない。どうやら、この藪が人々の想像力を刺激し続けてきたことだけは確からしい。

現在、藪はぎりぎりまで開発されながらも、依然として入ってはいけない土地、すなわち「禁足地きんそくち」とされ、その異様な存在感は健在であるように感じられる。きっと、いま藪の近くに住む子供たちも様々なうわさ話を語っていることだろう。その中には数十年前までは無かった話があるかもしれない。市川市八幡近くにお住まいで、機会があるなら、子供たちに藪についてどのようなうわさがあるか聞いてみてはいかがだろうか。時代とともに遷り変わる話の中には、世相を映すものがあるかもしれない。



八幡の藪知らず

千葉教育 菊 (No. 664) 令和2年10月29日発行

編集・発行 千葉県総合教育センター (代表) 櫻井 比呂樹
〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13 TEL 043-276-1204
URL <http://www.ice.or.jp/nc/>
印刷所 千葉市療育センター いずみの家
〒261-0003 千葉市美浜区高浜4-8-3 TEL 043-216-2465

次号予告

『千葉教育』 梅 (No.665)

◆特集 外国語教育・外国語活動の指導の在り方

○シリーズ 現代の教育事情

敬愛大学国際学部国際学科教授
文部科学省初等中等教育局視学官
県教育庁教育振興部学習指導課
松戸市教育委員会指導課

向後 秀明
直山木綿子

○提言

NPO全国・海外子女教育・国際理解教育・研究協議会
会長 滝 多賀雄

令和2年度 シリーズ 現代の教育事情

蓮 662号	千葉県にオリンピック・パラリンピックがやってくる! ～「千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育」の取組～
萩 663号	道德教育の充実に向けて
菊 664号	学校における児童虐待への対応とは
梅 665号	外国語教育・外国語活動の指導の在り方
菜 666号	これからの「教育の情報化」 ～1人1台端末の時代を迎えて～
桜 667号	読解力の向上へ向けた指導の在り方

「千葉教育」は千葉県総合教育センターの
Web サイトから閲覧・ダウンロードできます。

千葉教育
菊号 読者アンケート



表紙写真について

習志野市立屋敷幼稚園 「幼小の交流活動 年長5歳児と5年生」